

副 本

令和5年（行ク）第1号 仮の差止め申立事件

副本直送済

申立人 野地秀一 外13名

相手方 北海道

意 見 書

令和5年3月14日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御 中

〒060-0062

札幌市中央区南2条西10丁目1番地4

第2サントービル4階

藤田・荒木・村本法律事務所（送達場所）

相手方代理人弁護士 藤 田 美 津 夫



電 話 011-271-6046

FAX 011-271-6047

相手方は、次のとおり、申立人らの令和5年2月24日付け仮の差止めの申立書（以下「申立書」という。）に対する意見を述べる。

第1 申立ての趣旨に対する意見

- 1 本件申立てを却下する
 - 2 申立費用は申立人らの負担とする
- との決定を求める。

第2 意見の理由

1 本件申立ては不適法であること

本件申立ては、御庁令和4年（行ウ）第35号建物解体撤去等差止請求事件（以下「本案訴訟」という。）の提起を前提として、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）37条の5第2項に基づき、御庁に対し、本案判決が確定するまで、相手方が行う北海道百年記念塔（以下「記念塔」という。）の解体撤去及び解体撤去費用の支出について、仮に差し止める旨を命ずるよう求めるものである。

仮の差止めの制度は、差止めの訴えの本案判決の確定を待ってはいは償うことのできない損害が生ずるおそれがあり、その損害を避けるための緊急の必要がある場合における仮の救済制度であることから、仮の差止めの申立ては、本案訴訟である差止めの訴えが適法な訴えとして提起されていることが適法要件である。

しかるに、後記3(1)において詳述するとおり、記念塔の解体撤去及びその費用の支出は、処分性を有さず、本案訴訟自体が不適法な訴えであるから、適法な本案訴訟が提起されているとはいえず、本件申立ても不適法である。

2 本件申立てに係る事実経過等

(1) 記念塔は、北海道と命名されてから百年を迎えるに当たり、北海道百年記念事業の一環として、北海道百年記念塔建設期成会によって道有地である野幌森林公園内の記念塔広場（札幌市厚別区厚別町小野幌53番2）に建設された、高さ約100メートルの鉄骨造の塔である（疎乙第1号証）。

(2) 記念塔は、昭和45年に完成し、同年7月10日、相手方に寄附された。相手方は、記念塔を行政財産（地方自治法（以下「自治法」という。）238条4項）として維持・管理してきた（疎乙第1号証）ところ、老朽化が進み、記念塔の利用者の安全を確保できなくなったことから、平成26年7月以降は立入禁止の措置を講じ、平成30年12月、利用者の安全確保や将来世代への負担軽減等の観点から解体することとした（疎乙第2号証9ペー

ジ9行目ないし21行目)。

- (3) 相手方は、令和4年3月、記念塔の解体撤去に係る工事請負等に関し、北海道議会の議決を得て、令和4年度一般会計予算に歳入歳出予算4326万9000円(文化振興費9億6930万5000円(疎乙第3号証4枚目及び8枚目の内数)を計上するとともに、自治法214条の規定による債務負担行為として、期間を令和4年度から同6年度まで、限度額を6億300万円とすることについて、予算で定めた(同号証4枚目及び9枚目)。

そして、相手方は、記念塔の解体撤去工事について、令和4年10月14日、工事請負業者と契約金額5億7420万円で請負契約を締結したことから(疎乙第4号証)、工事請負業者は、同日、解体工事に着手し、同年11月7日には現地で作業を開始した(疎乙第5号証)。

なお、解体工事は、北海道百年記念塔解体工事全体工程表(甲第10号証)によれば、令和5年3月14日現在、おおむね20パーセントの進捗率であり、塔体の解体に着手する前の段階である。

3 本案訴訟が適法に提起されていないこと

(1) 記念塔の解体撤去及びその費用の支出は「処分」に当たらないこと

ア 本案訴訟は、行訴法37条の4第1項の差止めの訴えであるところ、差止めの対象となる行政庁の行為に処分性が認められることが訴訟要件である。ここにいう「処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」(最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809ページ)をいい、「処分の取消しの訴え」における「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と同義である(行訴法3条2項)。

イ この点、記念塔の解体撤去(前記2(3))のような行政財産の廃棄は、自治法149条6号によって相手方の執行機関である知事の権限においてなし得る事務であり、その判断は、知事の合理的な裁量に委ねられている。

なお、同号は「財産を取得し、管理し、及び処分すること」と規定する

が、ここにいう「処分」とは、「売却、交換、贈与等財産について権利を移転することのほか、消費、廃棄等の事実上の変更を加えること」を指し（疎乙第6号証530ページ5行目及び6行目）、「処分の取消しの訴え」（行訴法3条2項）や「差止めの訴え」（同条7項）における公権力の行使たる「処分」とは、その意味を異にするものであることはいうまでもない。

ウ そして、記念塔の解体撤去は、相手方が工事請負業者と対等な立場で締結した私法上の請負契約に基づいてなされる行政財産の廃棄という事実行為にすぎず、また、契約当事者以外の第三者の生命、身体、財産等に実力を加えて行政上必要な状態を実現させようとする権力的行為と評される余地はないから、申立人らの権利若しくは義務の範囲を形成し、又はその範囲を確定するものとはいえない。

エ なお、申立人らは、記念塔の解体撤去について、一見解体撤去業者との請負契約にすぎないように見えても、また、当該請負契約から見ると地方住民は第三者であるとしても、他方において、自治法、地方財政法及び北海道文化振興条例に基づき公共用物としての行政財産及び公の施設を利用する地方住民の具体的かつ個別的な権利ないしは利益を侵害する行為であるから、処分に当たる旨を主張する（申立書第3の6(1)（13ページ））。

しかし、申立人らの主張によっても、申立人らが摘示する法令の各規定から具体的にどのような権利義務が根拠付けられるというのか判然とせず、記念塔の解体撤去は、前記アないしウで述べたとおり、申立人らの何らかの権利又は義務に変動をもたらすものとはいえないことから、処分に当たるとする余地はない。

オ 加えて、記念塔の解体撤去費用は、相手方と工事請負業者との間で締結された私法上の請負契約に基づいて、請負代金の請求があったときに支出されるものであり、記念塔の解体撤去という事実行為と同様に、契約当事者以外の第三者の権利又は義務に変動をもたらすものではない。したがって、記念塔の解体撤去費用の支出についても、申立人らの権利若しくは義

務の範囲を形成し、又はその範囲を確定するものとはいえない。

カ よって、記念塔の解体撤去及びその費用の支出は、いずれも行訴法37条の4第1項の処分に当たらないことが明らかである。

(2) 申立人らの主張する「法律上の利益」が不明であること

ア 前記(1)で述べたとおり、記念塔の解体撤去及びその費用の支出は、そもそも差止めの訴え(行訴法37条の4第1項)の対象となる処分に当たらないのであるから、一定の処分を前提とした法律上の利益(同条第3項、4項及び9条2項)について言及するまでもなく、本案訴訟は不適法であって、これを前提とした本件申立ても不適法である。

相手方は、このことを前提としつつも、申立人らが法律上の利益に関しても縷々述べるので(申立書第4(14ないし18ページ))、申立人らの主張する利益の具体的内容が不明であり、個別的利益とはいえないことにつき、念のため指摘する。

イ 抗告訴訟は、いうまでもなく、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟であり(行訴法3条1項)、自己の法律上の利益にかかわる資格で提起される主観訴訟である。本案訴訟は、87名からなる原告ら(申立人ら14名を含む。)が共同訴訟(行訴法17条)として提起した抗告訴訟であるから、本案訴訟の訴訟要件は、あくまで原告ら一人ひとりについて明らかにされなければならない。とりわけ法律上の利益の有無については、原告ら一人ひとりの具体的な権利又は利益との関係において個別に判断される必要がある。

ウ 本案訴訟において、原告らは、記念塔が「北海道の住民の帰属感、連帯感、一体感、歴史観、責任感及び使命感などの極めて大きく重要な精神的価値を体現し象徴すること」により「郷土愛を形成する役割を担う」こととなり、北海道の住民にとって「地方自治の本旨の体現ないしは象徴としての代替不能な重要な精神的価値という利益」を享受させるものであるとし(本案訴訟における原告らの令和4年12月21日付け第1準備書面第8の5(23ないし25ページ))、北海道の住民が記念塔を利用し鑑賞す

ることによりかかる利益を享受することについて、自治法149条6号等の「根拠法律及び関連法令は、公共用財産及び公の施設の利用についての非民主的であったり不公平であったり差別的であったりというような違法な取扱による住民の福祉に関する著しい被害を直接的に受けるおそれのある北海道の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきとする趣旨をも含む」(同第8の3(5)(22及び23ページ))などと述べる。

また、本件申立てにおいて、申立人らは、記念塔の解体撤去を前にして、その歴史的文化的価値をかけがえのないものとして再確認し、その恩恵をこれからも享受していくことを強く願っているのであるから、記念塔を鑑賞し、利用し、共に生きていくということについて、個別的具体的な「法律上の利益」が存在しているなどとも述べる(申立書第4の4(2)②(17及び18ページ))。

エ しかし、原告ら又は申立人らの主張する利益が、仮に道民全体又は原告ら87名(申立人ら14名を含む。)を包摂する抽象的な集团的利益として認められるものであったとしても、そのような利益が、原告ら又は申立人ら個々人との関係において、個別的な法律上の利益として当然に帰属することとなるものではない。個々人の具体的な権利又は利益は、本来、一人ひとりが置かれている居住環境や生活環境、財産状況等により異なって当然であるから、自己の法律上の利益に関わる主観訴訟である以上、各人の個別的利益はあくまで一人ひとり格別に判断されなければならない。

オ この点、原告ら又は申立人らの主張を見ても、道民の利益といった抽象的な集团的利益と一線を画する一人ひとりの個別的利益が何ら明らかにされたとはいえない。例えば、原告ら又は申立人らの住所地を見ても、道内各所に点在しており、記念塔からの距離関係やその関わり方も一様ではないと推測されるところ、各々の利益の具体的内容の違いはもとより、原告ら又は申立人らの利益と道民の利益(一般公益)との違いすらも判然としない。

カ したがって、本案訴訟において原告らが主張する利益又は本件申立てにおいて申立人らが主張する利益は、個別的利益とはいえず、まさに「一般公益の中に吸収解消される」にとどまる不特定多数者の利益にほかならないから、法律上の利益（行訴法37条の4第3項、4項及び9条2項）について具体的に検討するまでもなく、本案訴訟は、主観訴訟としての前提を欠く。

(3) 小括

以上のとおり、本件申立ての前提となる本案訴訟において、申立人らを含む原告らが差止めを求める記念塔の解体撤去及びその費用の支出は、行訴法37条の4第1項の処分に当たらないのみならず、原告ら又は申立人らが主張する利益は個別的利益とはいえず、そもそも主観訴訟としての前提を欠く。

よって、本案訴訟は不適法であり、これを前提とした本件申立ても不適法である。

4 本件申立ての実体的要件に関する申立人らの主張

(1) 実体的要件は論ずるまでもないこと

申立人らは、本件申立てに係る実体的要件（「償うことのできない損害」、「緊急の必要」及び「本案について理由があるとみえる」の各要件）についても、縷々主張する（申立書第5ないし第7（18ないし29ページ））。

しかし、前記3で述べたとおり、本件申立ての前提となる本案訴訟が、適法に提起されたものではなく、不適法な訴えである以上、本件申立ても不適法であるから、本件申立てに係る実体的要件については論ずるまでもない。

(2) 「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」がないこと

前記(1)で述べたことを措くとしても、本件申立ては「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があるとは認められない。すなわち、本件申立ての前提となる本案訴訟の中間判決は、令和5年3月28日に予定されているところ、当該判決においては、本案訴訟の訴訟要件の存否に関する判断が示されることとされている。仮に、本案訴訟において訴訟要件が満たされたものとして、本案の審理が開始された場合には、記念塔の解体撤去及び

その費用の支出が、抗告訴訟における「処分」に相当すると判断されたことになるのであるから、申立人らとしては、当該処分の取消しの訴え（行訴法3条2項）を提起するとともに、執行停止の申立て（同25条）を行った上で、当該申立てに対する許否の決定を受ける機会が保障されているといえる。そうすると、申立人らは必ずしも本件申立てによらなくとも、他の適当な方法によって自らが主張する権利利益の救済を図り得る立場にあるといえるから、申立人らに「償うことのできない損害」が発生するかどうかはともかく、少なくともそのような損害を避けるため「緊急の必要」があるということはいえない。

(3) 小括

以上のとおり、本件申立ては、実体的要件について論ずるまでもなく、不適法であり、仮に、この点を措くとしても、申立人らに「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があると認める余地はない。

第3 結語

以上のとおり、本件申立ては、本案訴訟である差止めの訴えが適法な訴えとして提起されておらず、不適法であることから、速やかに却下されるべきである。

疎明資料

- | | | |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 疎乙第1号証 | 公有財産台帳 |
| 2 | 疎乙第2号証 | ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想 |
| 3 | 疎乙第3号証 | 令和4年第1回北海道議会定例会議案（その1） |
| 4 | 疎乙第4号証 | 総合評価一般競争入札結果一覧表 |
| 5 | 疎乙第5号証 | 工事のお知らせ |
| 6 | 疎乙第6号証 | 松本英昭著「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」 |

附 属 書 類

- | | |
|----------------------|-----|
| 1 疎乙第1号証ないし疎乙第6号証の写し | 各1通 |
| 2 疎明資料説明書 | 1通 |

以 上

令和5年（行ク）第1号 仮の差止め申立事件

申立人 野地秀一 外13名

相手方 北海道

疎明資料説明書

令和5年3月14日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

相手方訴訟代理人弁護士

藤田美津夫



相手方提出の疎乙号証につき、次のとおり疎明資料の説明をする。

号証	文書の標目	区分	作成者	作成年月日	立証の趣旨等
疎乙第1号証	公有財産台帳	写し	北海道博物館	令和3年6月11日	記念塔の所有権が被告北海道にあること及び記念塔が札幌市厚別区厚別町小野幌53番2に建設された事実
疎乙第2号証	ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想	写し	北海道環境生活部	平成30年12月	記念塔の利用者の安全を確保できなくなったため、平成26年7月以降は立入禁止の措置を講じ、その後、利用者の安全確保や将来世代への負担軽減等の観点から解体することを決定した事実

号 証	文書の標目	区分	作 成 者	作成年月日	立証の趣旨等
疎乙第3号証	令和4年第1回 北海道議会定例 会議案(その1) (※抜粋)	写し	北海道(相手 方指定代理人 が該当箇所に 下線を引いた もの)	令和4年2 月25日(4 枚目は同年 3月24日)	記念塔の解体撤去に係る工事 請負等に関し、令和4年度一 般会計予算に歳入歳出予算4 326万9000円(文化振 興費9億6930万5000 円の内数)を計上するととも に、自治法214条の規定に よる債務負担行為として、期 間を令和4年度から同6年度 まで、限度額を6億300万 円とすることについて、令和 4年度予算で定めた事実
疎乙第4号証	総合評価一般競 争入札結果一覧 表	写し	北海道建設部 部建築局	令和4年1 0月18日	記念塔の解体撤去工事につい て、被告と工事請負業者が、 令和4年10月14日に契約 金額5億7420万円で請負 契約を締結した事実
疎乙第5号証	工事のお知らせ	写し	伊藤組土建株 式会社	令和4年1 0月	記念塔の解体撤去工事の現地 作業が令和4年11月7日に が開始された事実
疎乙第6号証	新版 逐条地方 自治法 第9次 改訂版 (※抜粋)	写し	松本英昭(株 式会社学陽書 房発行)	平成29年 10月15 日	地方公共団体の長が財産を処 分する権限には、売却、交換、 贈与等財産について権利を移 転することのほか、消費、廃 棄等の事実上の変更を加える ことも含まれること。

以 上

副本

副本直送済

令和5年（行ク）第1号仮の差止め申立事件

申立人 野地秀一ほか13名

相手方 北海道

証 拠 写

自疎乙第1号証
至疎乙第6号証

令和5年3月14日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御 中

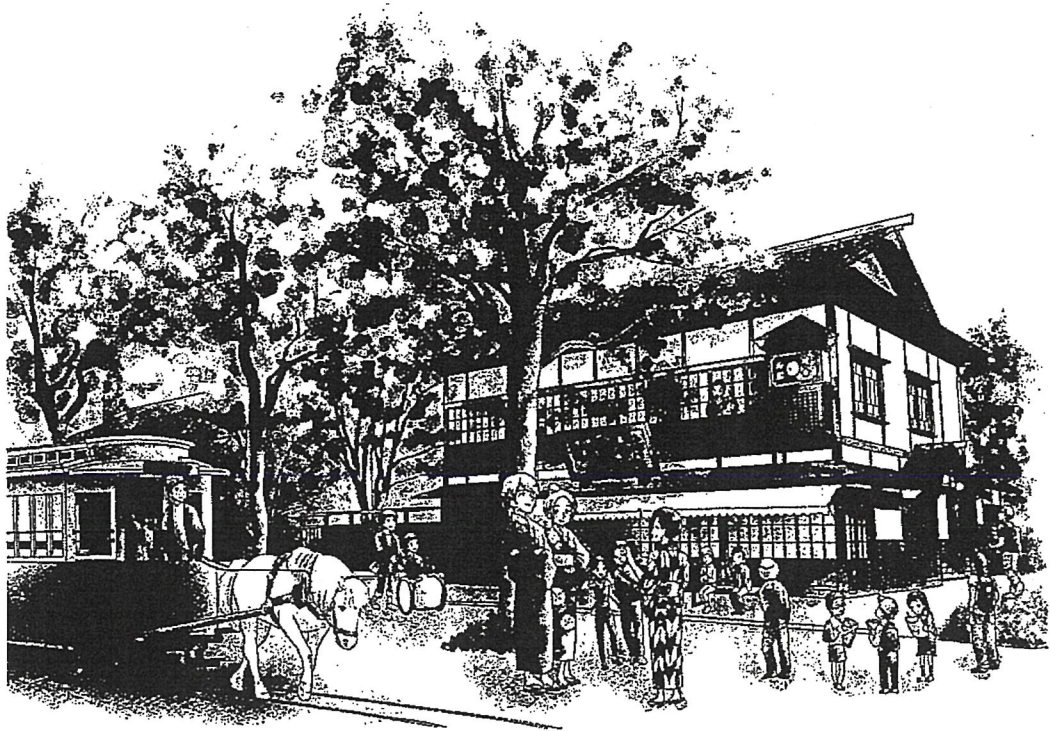
原本により正写しました。

相手方代理人弁護士

藤 田 美津夫



ほっかいどう
歴史・文化・自然「体感」交流空間構想



平成30年12月

北海道環境生活部

もくじ

はじめに	2
このエリアがめざす姿	3
北海道博物館	4
〔50年後のめざす姿・今後の方向性・具体的な取組〕	
北海道開拓の村	6
〔50年後のめざす姿・今後の方向性・具体的な取組〕	
北海道百年記念塔・塔前広場	8
〔50年後のめざす姿・今後の方向性・具体的な取組〕	
野幌森林公園	10
〔50年後のめざす姿・今後の方向性・具体的な取組〕	
近隣施設との連携	11
〔50年後のめざす姿・今後の方向性・具体的な取組〕	
50年後の道民に引き継ぐ思い	13
エリア再生に向けた「具体的な取組」の進め方	14
資料編	16
イメージ図	17
構想策定経過	21
施設の概要	37
用語解説	47

※ 本文中「〇〇〇※」と表示された用語については、47ページからの用語解説にて説明しています。

はじめに

今年（2018年）、この北の大地は、北海道と命名されてから150年目の節目の年を迎えました。

現在、北海道は欧州の一国にも匹敵する豊かな地域となりましたが、この発展は悠久の歴史を持つ北の大地が刻んできた幾多の先人の営みの上に成り立っています。

私たちの北海道には、世界遺産登録をめざす縄文遺跡群*をはじめとする歴史的な文化や、先住民族であるアイヌの人たちによって培われてきた文化が存在します。さらに、全国各地からの移住者の生活や明治期における諸外国の影響を受け継ぎ、開放的で多様性のある文化が育まれてきました。

昭和40年代の北海道百年記念事業の一環として公園指定された道立自然公園野幌森林公園に所在する北海道博物館、北海道開拓の村、北海道百年記念塔は、本道が積み重ねてきた歴史・文化や先人の偉業、そして自然に触れることができる場として、これまでの長きにわたって道民の皆様にご親しまれ、多くの方々に利用されてきました。しかし、開設から約50年が経過したこともあり、施設の老朽化や利用者数の減少など様々な課題が生じています。

北海道命名150年の今年、道では、道民の貴重な財産であるこれらの施設を次の世代にどのような形で引き継いでいくのが相応しいかについて、これまで様々な機会を通じて道民の皆様や専門家の方々から幅広くご意見をいただきました。

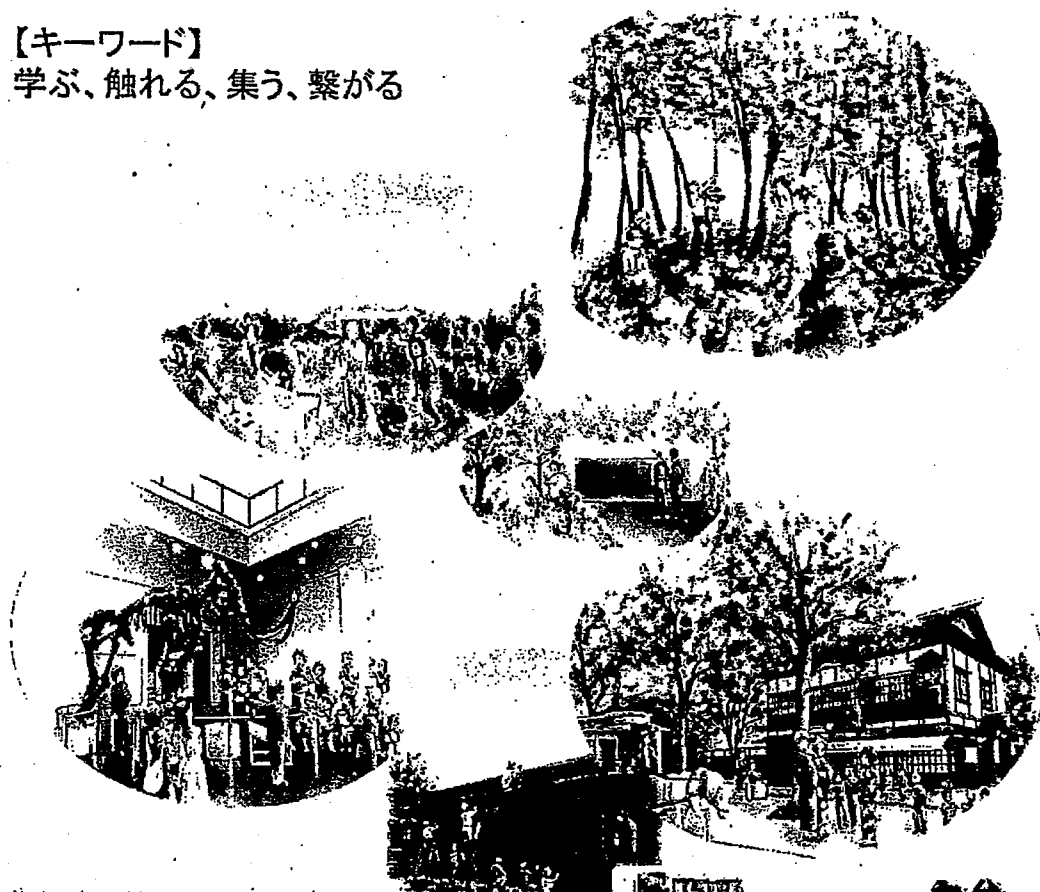
このたび、こうしたご意見も踏まえて、これらの施設に自然豊かな周辺地域を含めたエリア全体を、歴史、文化、自然を体感し交流できる空間として再生し、次世代に伝えていくための構想をとりまとめました。

道では、今後、この構想の実現に向けて着手可能なものから順次取り組んでまいります。道民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

このエリアがめざす姿

大都市近郊に残された野幌森林公園の豊かな自然環境をフィールドに、北海道博物館や北海道開拓の村が伝える「歴史・文化・自然」等の各施設が持つ強みを活かし、隣接する他の施設や教育機関等と一体となって、「学ぶ」、「触れる」、「集う」、「繋がる」をキーワードに、異なる世代、様々な国や民族、障がいの有無などに関わらず、訪れる利用者のすべてが、北海道の歴史や文化、自然を五感で「体感」し、交流できる賑わいのある持続可能な空間をめざします。

【キーワード】
学ぶ、触れる、集う、繋がる



- 大都市近郊に残された自然豊かな環境がフィールド
- 北海道の歴史・文化・自然を五感で体感できる中核的エリア
- 国内外からも大勢の人が訪れる賑わいのある空間へ



<50年後のめざす姿>

北海道の歴史、文化、自然を総合的に学ぶことのできる博物館として、子どもから大人まで多くの人が繰り返し訪れています。

また、本道固有の歴史や道内各地の様々な文化を発掘・再発見し、発信・継承する「北海道ミュージアム構想^{*}」の

中核的博物館^{*}として、地域の博物館等とのネットワークを構築し、道内各地での学びや地域の活性化をサポートしています。

さらに、博物館から発信した情報が国内外の人々の北海道の歴史・文化・自然への関心を高め、本道の観光客増加に寄与しています。

<今後の方向性>

北海道博物館の設置に当たり策定した「北海道博物館基本計画（以下「基本計画」という。）」における3つの基本理念^{*}のもと、今後、次の2つの点にも重点をおいて進めていきます。

- ◎ 本道の中核的博物館、道民参画型博物館^{*}として、更なる魅力向上に努めます。
- ◎ 2020年、白老町に開設される国立アイヌ民族博物館^{*}等との役割分担を考慮に入れながら幅広い連携を図ります。

<具体的な取組>

基本計画を踏まえ策定した「基本的運営方針」に基づき、博物館運営に係る中期目標・計画^{*}を定め具体的な取組を引き続き進めるとともに、北海道立総合博物館協議会^{*}による事業評価などにより、その運営が適切に行われているか検証し、改善に努めていきます。

○ 次期中期目標・計画の策定及び推進

現在、取組を進めている事業もありますが、2020年度からの5カ年間の中



北海道博物館 中空土偶

期目標・計画について、＜今後の方向性＞や専門家並びに道民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、主に次の事項について検討し、目標を定めた上で、着実に取組を進めます。

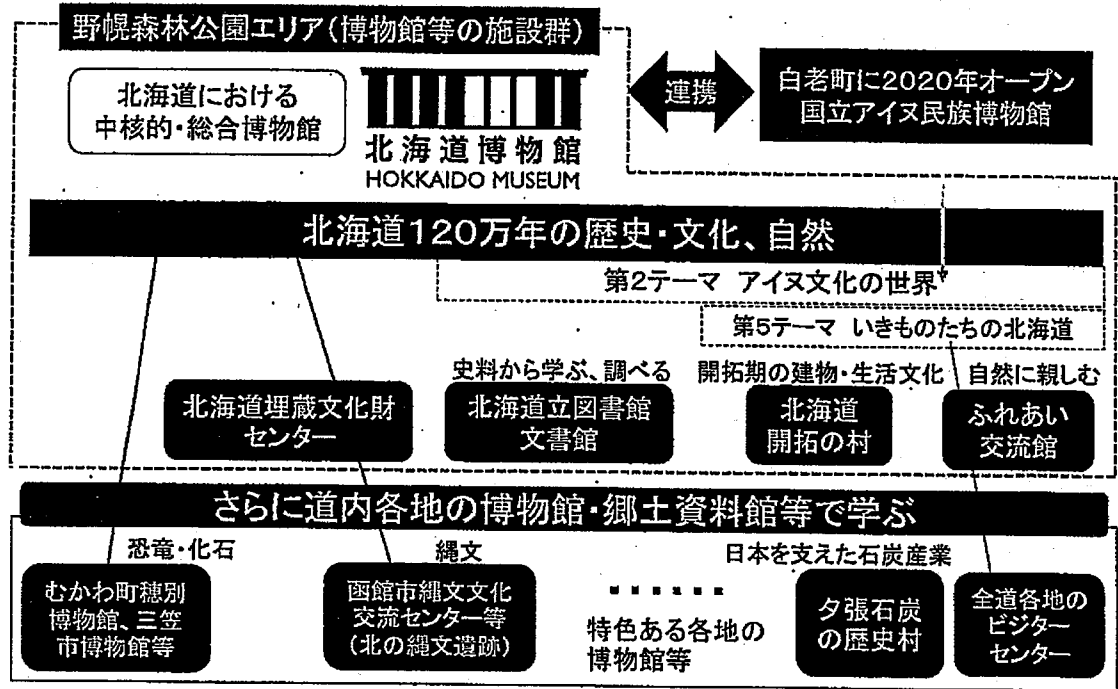
- ・北海道の中核的博物館としての機能の充実や道内博物館などとの連携のさらなる強化
- ・博物館参加組織（ミュージアムパートナー（仮称））等の導入
- ・民間企業等と連携した企画展の取組
- ・生涯学習や学校教育への支援の充実
- ・スマートフォンアプリの活用など ICT を活用した情報提供と地域住民等とのさらなる連携
- ・外部資金の導入・活用の検討
- ・出前講座の実施など地域とのネットワーク構築
- ・利用者ニーズや客観性を踏まえた展示の入れ替えの検討やイベントの充実によるリピーターの確保
- ・こどもからおとなまで楽しみながら学べる体験学習の場である「はっけん広場^{*}」の運営と活動の充実
- ・広報機能など情報発信力の強化による認知度の向上
- ・博物館実習生やインターンシップ等の人材育成
- ・交流人事など組織の活性化の検討
- ・北海道博物館と開拓の村、野幌森林公園（野幌森林公園自然ふれあい交流館^{*}を含む）の回遊性を高める取組
- ・国立アイヌ民族博物館との共同研究等の実施
- ・アイヌ文化に関する調査研究等の機能の充実

○ 指定管理者制度^{*}の見直し

- ・全庁的な指定管理者制度見直しへの対応検討（指定管理期間、修繕費の負担のあり方等）
- ・指定管理者が行う自主企画事業の範囲を整理



北海道全体がミュージアム



北海道開拓の村

<50年後のめざす姿>

北海道立総合博物館の本館である北海道博物館と一体となって、主に開拓期の歴史を体験的に学び、未来への発展の心を養う場としての役割を引き続き果たしています。

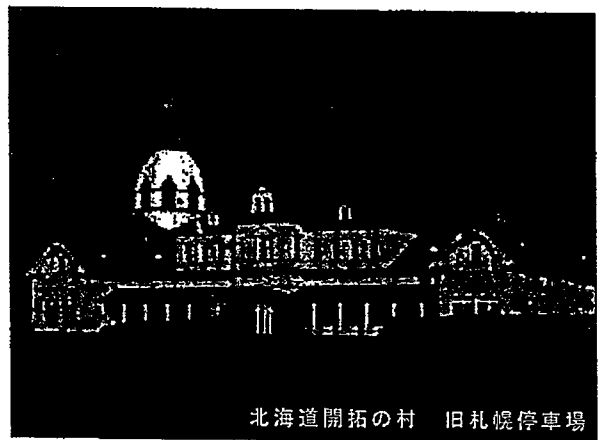
いつ来ても、懐かしさを感じさせる北海道らしいイベントが開催されており、

道民の皆様のみならず多くの訪日外国人に人気の場所となっています。

また、世界的にも稀少である、積雪寒冷地における歴史的建造物の保存・展示施設として、「活用しながらの保存」に向けた様々な取組を実践しています。

<今後の方向性>

◎ 博物館としての役割を基本としながら、国内外からの旅行者をターゲット



北海道開拓の村 旧札幌停車場

にした観光拠点、古民家再生^{*}等人材育成拠点としての活用を図ります。

<具体的な取組>

野外博物館としての基本的機能の充実とともに、観光拠点や人材育成拠点として活用するための方策について、専門家並びに道民の皆様からいただいたご意見を踏まえながら、有識者等による協議を行い、開拓の村の今後のあり方について取りまとめます。

○ 開拓の村の展示建造物の保存、活用に関する有識者会議による検討

現在、取組を進めている事業もありますが、専門家並びに道民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、主に次の事項について検討し、実施可能なものから順次、取組を進めます。

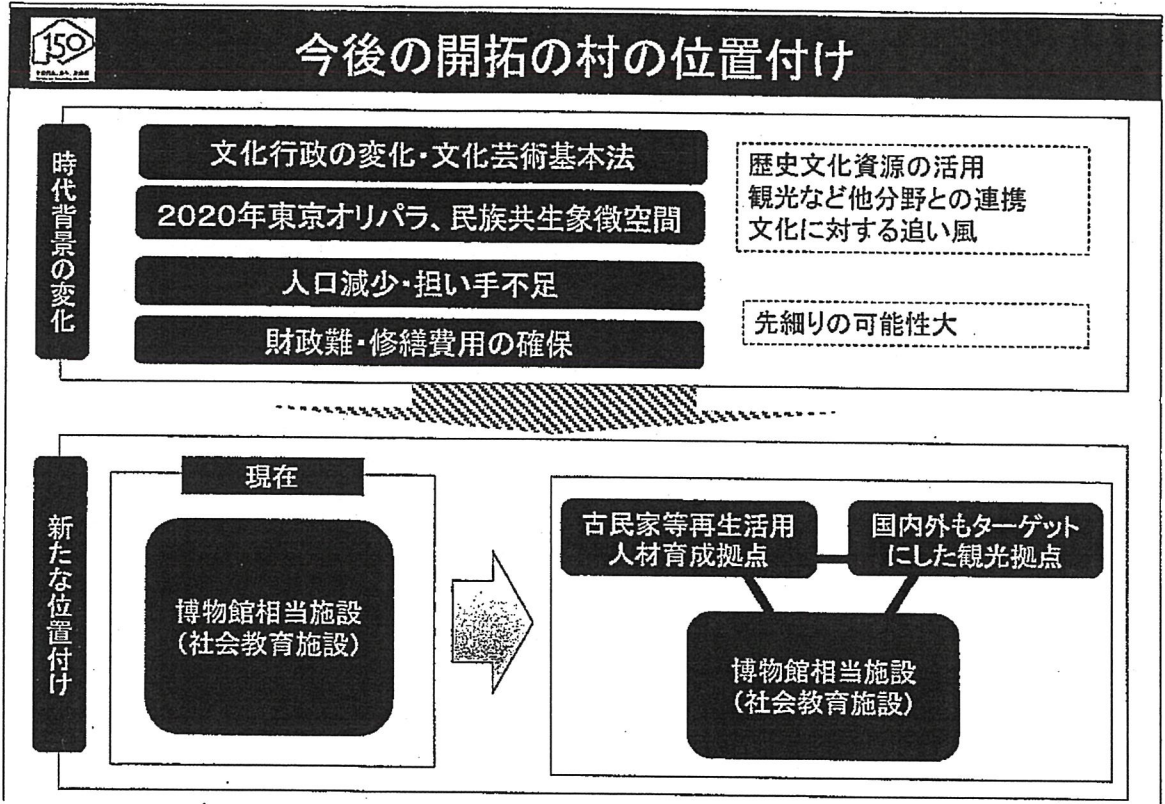
- ・「道有建築物等における修繕の新たな仕組み」（修繕業務の集約化）を踏まえた今後の維持修繕活用方針の策定
- ・代替素材の活用（修繕費の節約、耐久性の向上等）の検討
- ・民間の資金や活力の導入の検討（PPP^{*}、PFI^{*}、指定寄附^{*}、クラウドファンディング^{*}、オーナー制度^{*}、ネーミングライツ^{*}等）
- ・各自治体教育委員会等との連携による道内児童、生徒の利用拡大（修学旅行、社会科見学の誘致）
- ・障がい者に配慮した展示方法等の検討
- ・宿泊や着付け等の体験型プログラムの充実
- ・民間企業と連携した発信力強化の検討（マラソン大会やコスプレイベントの実施、古民家風カフェの導入、オリジナルグッズの開発・販売、夜間営業、ライトアップ、無料の日の設定等）
- ・民間企業等が行うヘリテージマネージャー^{*}研修や NPO 団体等との連携による展示建造物の保存活用
- ・修繕業務における道内の技術者、地域材の積極的活用（修繕業務の「地産地再^{*}」）

○ 指定管理者制度の見直し

- ・全庁的な指定管理者制度見直しへの対応検討（指定管理期間、修繕費の負

担のあり方等)

- ・ 指定管理者が行う自主企画事業の範囲を整理



北海道百年記念塔・塔前広場

<50年後のめざす姿>

この広場は、道民のみならず、国内外からも数多くの方々が訪れ、家族や仲間と楽しむ交流空間となっています。

広場の中心にあるモニュメントは、はるか太古から連綿と続く北海道の歴史・文化と、今日の北海道を築き上げてきた幾多の先人の思いを引き継ぐとと

もに、お互いの多様性を認め合う共生の立場で、未来志向に立った将来の北海道を象徴する役割を担っています。



また、大地の手広場※には、人と人のつながり、絆を大切にしようという建造の精神が引き継がれています。

周辺広場は、利用者が犬を引き連れるなど自由に散歩することが可能な一方で、友人や仲間たちとバーベキューやボール遊びを楽しむなど、周囲の自然豊かな森林を背景に、安全で心安らぐ憩いの場としての役割も果たしています。

<今後の方向性>

◎ 百年記念塔は、先人に対する感謝と躍進北海道のシンボルとして、また道民の貴重な財産として長く親しまれてきました。

しかしながら、記念塔は、建設から50年近くが経過し、老朽化が進み、錆片などの落下もあることから公園利用者の安全性を確保することが重要であるため、平成26年7月から立入禁止としています。

道では、これまで様々な専門家の方の知見を伺いながら記念塔の維持管理の方法等を検討してきました。

記念塔の外板パネルの穴あき、波打ち及び錆片の落下は、主に、雨水の塔内部への浸入や雨水が溜まりやすい構造に起因した腐食によるものと推定されますが、塔の構造上、雨水の浸入を完全に防ぐことや、これ以上の排水対策は難しいことから、今後の老朽化の進展を完全に防ぐことは困難であるとの結論に至りました。

このため、利用者の安全確保や将来世代への負担軽減等の観点から、解体もやむを得ないと判断し、その跡地には、新たなモニュメントを設置することとします（発展的継承）。

[※百年記念塔の安全性に関する検討は41ページを参照]

◎ 百年記念塔に替わる新たなモニュメントは、はるか太古から連綿と続く北海道の歴史・文化と、今日の北海道を築き上げてきた幾多の先人の思いを引き継ぐとともに、お互いの多様性を認め合う共生の立場で、未来志向に立った将来の北海道を象徴する役割を担うものとしします。

◎ 新たなモニュメントは、記念塔にある佐藤忠良氏のレリーフや解体材の有効活用を検討するほか、耐久性や今後の維持経費にも配慮します。

- ◎ 周辺広場は、自由に散策できるなど広く開放された交流空間とするため、利用規制の緩和に向けて、利用者や有識者の意見を聞くなど検討を行うとともに、安心して利用するため施設の安全性向上に努めます。

<具体的な取組>

○ 新たなモニュメントを中心とする賑わいのある広場の整備を推進

- ・ 百年記念塔を解体するための実施設計、解体工事の実施
- ・ 学校の校歌や校章に使用されるなど、地域のシンボルとして根付いている百年記念塔に関する思い出や記憶をとりまとめ、保存するための取組等の実施
- ・ 新たなコンセプトを実現するため、幅広くデザインの提案を受けられる方法の採用による新たなモニュメントの設置
- ・ 利用規制の緩和に向けた検討（利用者の意向確認、有識者の意見聴取等）
- ・ 施設の適正管理による安全性の向上

野幌森林公園

<50年後のめざす姿>

都市近郊に残された世界有数の平地林が原始の面影を残しつつ、適切に保全され、野外の自然に親しむ場として、夏は森林浴、冬は歩くスキーなど、あらゆる方々が安心して公園を利用しています。

<今後の方向性>

- ◎ 大都市近郊の貴重な平地林として適切に保全するとともに、森林の保全と活用を図ります。
- ◎ 遊歩道のバリアフリー化や老朽施設の適切な維持管理、案内板の多言語化等、あらゆる方々が安心して公園を利用できる環境づくりを進めます。

<具体的な取組>

野幌森林公園の貴重な自然を保全するため、様々な取組を進める一方で、多くの人々が親しむことができる公園とするための活動の充実等を図ります。

○ 貴重な自然の保全及び公園利用促進の取組

- ・関係機関と連携し、生態系の保全、不法投棄対策、公園利用者のマナー向上に関する啓発に取り組むなど、森林の保全活動を推進
- ・多くの利用者が自然に親しむ機会が持てるよう、関係機関が連携して自然観察会などの活動を充実
- ・障がいのある方や訪日外国人など、あらゆる方々が安心して公園を利用できるよう、遊歩道の一部のバリアフリー化や多言語による案内看板の整備などユニバーサルデザイン化の検討
- ・施設の適正管理による安全性の向上
- ・道民の皆様が親しまれ、覚えられやすいエリア全体を表す愛称の募集と普及の検討

○ 指定管理者制度の見直し

- ・全庁的な指定管理者制度見直しへの対応検討（指定管理期間、修繕費の負担のあり方等）
- ・指定管理者が行う自主企画事業の範囲を整理

近隣施設との連携

<50年後のめざす姿>

近隣の埋蔵文化財センター[※]、野幌総合運動公園[※]、北海道立図書館[※]、同文書館[※]などの歴史、文化・スポーツ施設と連携したイベント等が実施されており、交流空間としてエリア全体を人々が行き来し各施設に賑わいが広がっています。

<今後の方向性>

◎ 埋蔵文化財センター、野幌総合運動公園、図書館などの文化・スポーツ施設等と連携を図ることにより、より魅力的な交流空間として再生を図ります。

<具体的な取組>

○ 密接な連携を図るため、イベントの開催や情報の一元化など、様々な取組を推進

- ・各施設と連携したイベントの開催の検討
- ・各施設と連携を図るための遊歩道の環境整備を検討

- ・各施設情報を一元化したパンフレットやホームページ等による情報発信
- ・道立図書館・文書館等との図書・資料情報の共有を通じた利用の円滑化を検討
- ・施設相互利用のモデルプランの検討
- ・世界遺産登録を見据え、埋蔵文化財センターへの経路沿いに住民参加による屋外縄文施設の整備を検討
- ・民間バス会社等との連携による交通アクセスの改善
- ・レンタサイクルの導入に向けた民間事業者との協議

つたえあう、つながりあう。
私たちの北海道ストーリー。

多くの人たちの労苦と知恵とチャレンジ精神によって築かれてきた北海道。先人に学び、感謝しながら、私たちは北海道への想いを次代へとバトンタッチしていきます。世界のどこにも例のない、北の大地の歴史と文化と自然。その素晴らしい価値を、広く、深く伝えながらさらに創造していきます。



空から見た野幌森林公園

起草 北海道の歴史文化施設活性化に関する懇談会 座長 日井栄三

エリア再生に向けた「具体的な取組」の進め方

- 道では、構想の実現に向け、本文中に記載した「具体的な取組」に関する事業を、実施可能なものから順次取り組みます。
- 取組は、北海道博物館の「第2期中期目標・計画」（2019年度策定予定）や（仮称）「北海道開拓の村維持修繕活用方針」（同）に基づき、計画的に推進します。

※ 開始年度（予定）

- ・ 現在、既に取組を進めている事業については、「継続」と記載していますが、構想の趣旨や新たに定める北海道博物館の「第2期中期目標・計画」及び北海道開拓の村の「維持修繕活用方針」の内容を踏まえ、適宜、事業の見直しを行います。
- ・ 構想の策定に基づき、新たに取組む必要のある事業については、開始予定年度を記載しています。

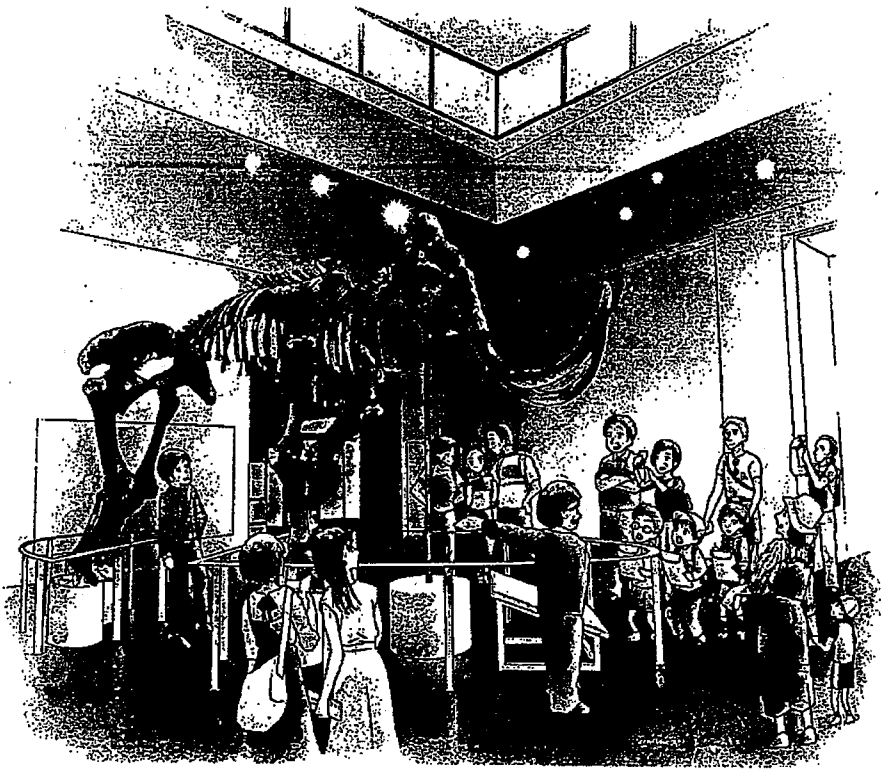
施設名	具体的な取組	開始年度 (予定)	備考
北海道博物館	第2期中期目標・計画の策定及び推進		
	第2期中期目標・計画の策定	2019	
	第2期中期目標・計画の推進	2020	計画期間5か年
	魅力向上に関する取り組み		
	中核的博物館としての機能充実、道内博物館等との連携強化	継続	
	博物館参加組織等の導入	継続	
	民間企業等と連携した企画展の取組	継続	
	生涯学習や学校教育への支援の充実	継続	
	ICTを活用した情報提供と地域住民等との連携	継続	
	外部資金の導入・活用の検討	継続	
	出前講座の実施など地域とのネットワーク構築	継続	
	利用者ニーズ等を踏まえた展示の入れ替えの検討やリピーターの確保	継続	
	「はっけん広場」の運営と活動の充実	継続	
	情報発信力の強化による認知度の向上	継続	
	博物館実習生等の人材育成	継続	
	交流人事など組織の活性化の検討	2019	
	博物館等の回遊性を高める取組	継続	
	国立アイヌ民族博物館等との連携		
	国立アイヌ民族博物館との共同研究等の実施	検討	国立アイヌ民族博物館の開設状況を踏まえ開始時期を検討
	アイヌ文化に関する調査研究等の機能の充実	検討	
指定管理者制度の見直し			
指定管理者制度見直しへの対応検討	2019		
自主企画事業の範囲を整理	～		
北海道開拓の村	博物館としての役割を基本とした、観光拠点、古民家再生等人材育成拠点としての活用		
	展示建造等の維持修繕活用方針の策定	2019	

	代替素材活用の検討	検討	維持活用方針の内容を踏まえ開始時期を検討
	民間の資金や活力の導入の検討	検討	〃
	道内児童、生徒の利用拡大に向けた取組	継続	
	障がい者に配慮した展示方法等の検討	継続	
	宿泊や着付け等の体験型プログラムの充実	継続	
	民間企業と連携した発信力の強化	検討	維持活用方針の内容を踏まえ開始時期を検討
	ヘリテージマネージャー研修等との連携による展示建造物の保存活用	検討	〃
	修繕業務における道内の技術者、地域材の積極的活用（修繕業務の「地産地再」）	検討	〃
	指定管理者制度の見直し		
	指定管理者制度見直しへの対応検討	2019	
	自主企画事業の範囲を整理	～	
北海道百年記念塔	公園利用者の安全対策、先人の思いを引き継ぐ取組		
	百年記念塔の解体	2019	
	百年記念塔に関する思い出や記録の整理	～	
	百年記念塔に代わる新たなモニュメントの設置	2021	
	利用規制の緩和に向けた検討	2019	
	施設の適正管理による安全性の向上	継続	
野幌森林公園	自然の保全及び公園利用促進の取組		
	関係機関と連携した森林の保全活動を推進	継続	
	自然観察会などの活動充実	継続	
	森林公園内施設のユニバーサルデザイン化の検討	継続	
	施設の適正管理による安全性の向上	継続	
	エリア全体を表す愛称の募集と普及の検討	2019	
	指定管理者制度の見直し		
	指定管理者制度見直しへの対応検討	2019	
	自主企画事業の範囲を整理	～	
近隣施設との連携	文化・スポーツ施設等との連携による魅力的な交流空間として再生するための取組		
	各施設と連携したイベントの開催の検討	2019	
	各施設と連携を図るための遊歩道の環境整備の検討	2019	
	施設情報一元化による情報発信	継続	
	図書・資料情報の共有による利用の円滑化の検討	2019	
	施設相互利用のモデルプランの検討	2019	
	住民参加による屋外縄文施設の整備を検討	2019	
	民間バス会社等との連携による交通アクセスの改善	継続	
	レンタサイクルの導入に向けた民間事業者との協議	2019	

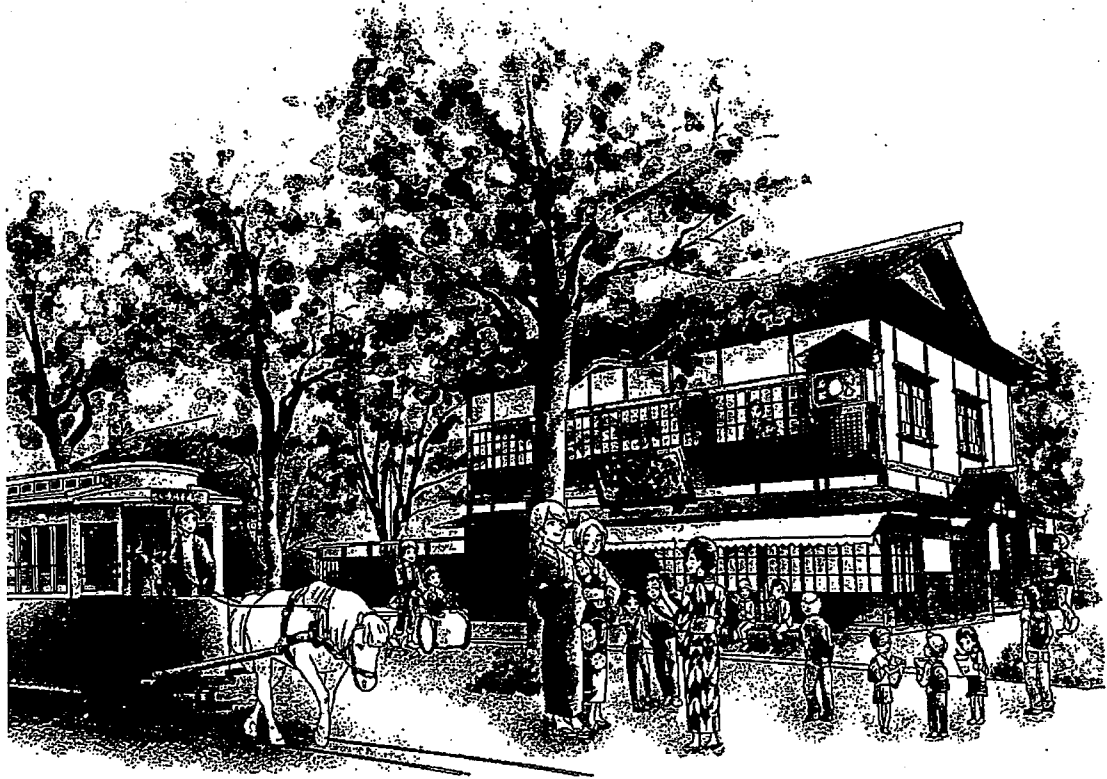
資料編

イメージ図

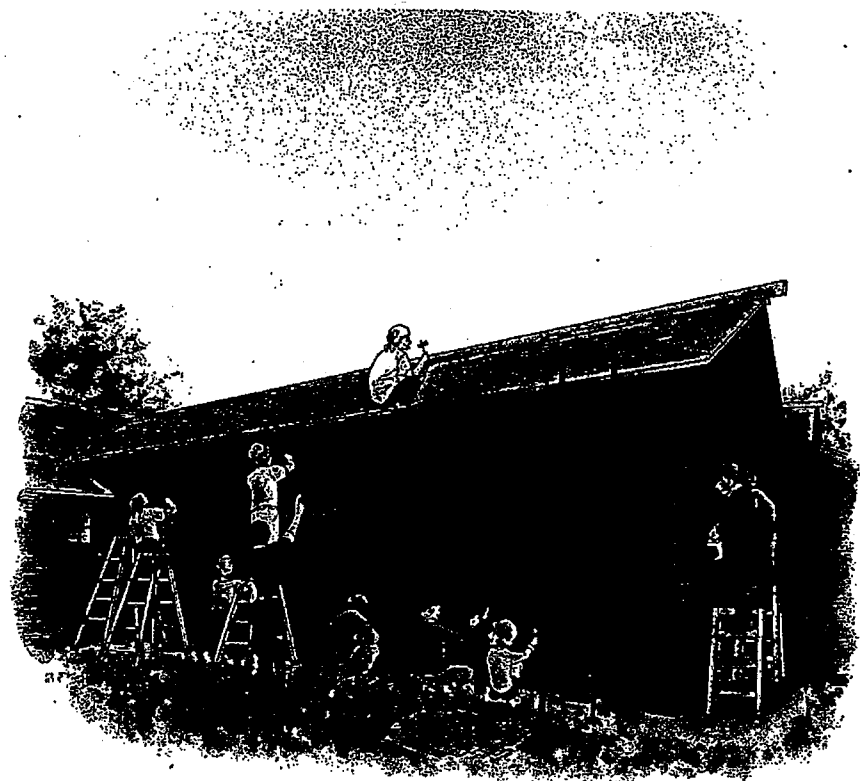
【子どもから大人まで多くの人が繰り返し訪れる北海道博物館】



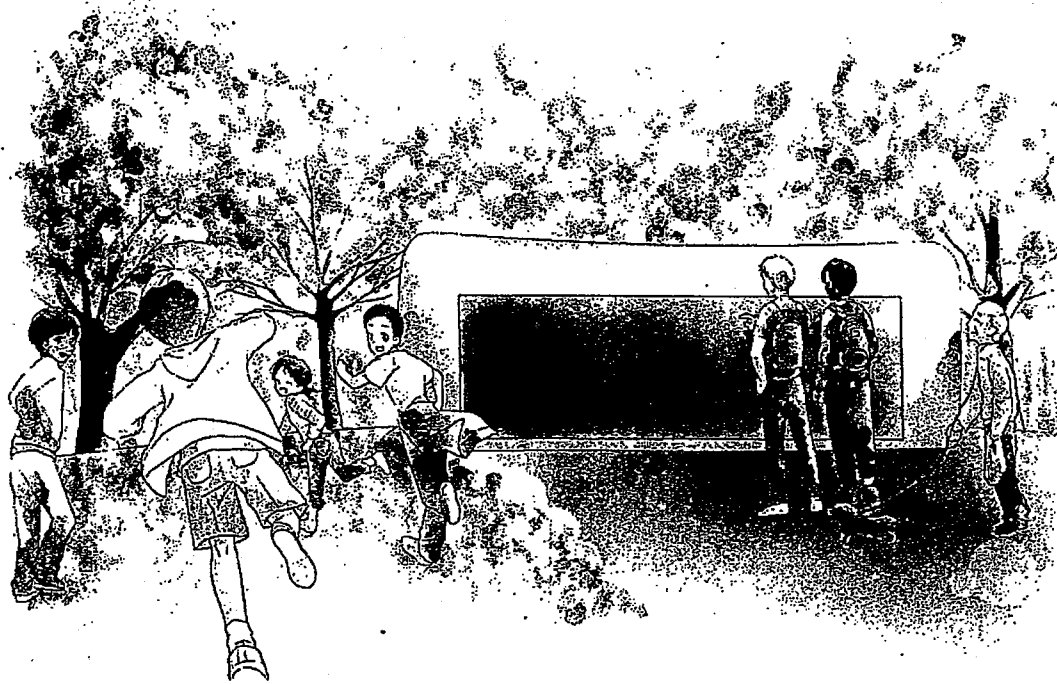
【国内外からの旅行者をターゲットにした観光拠点としての開拓の村】



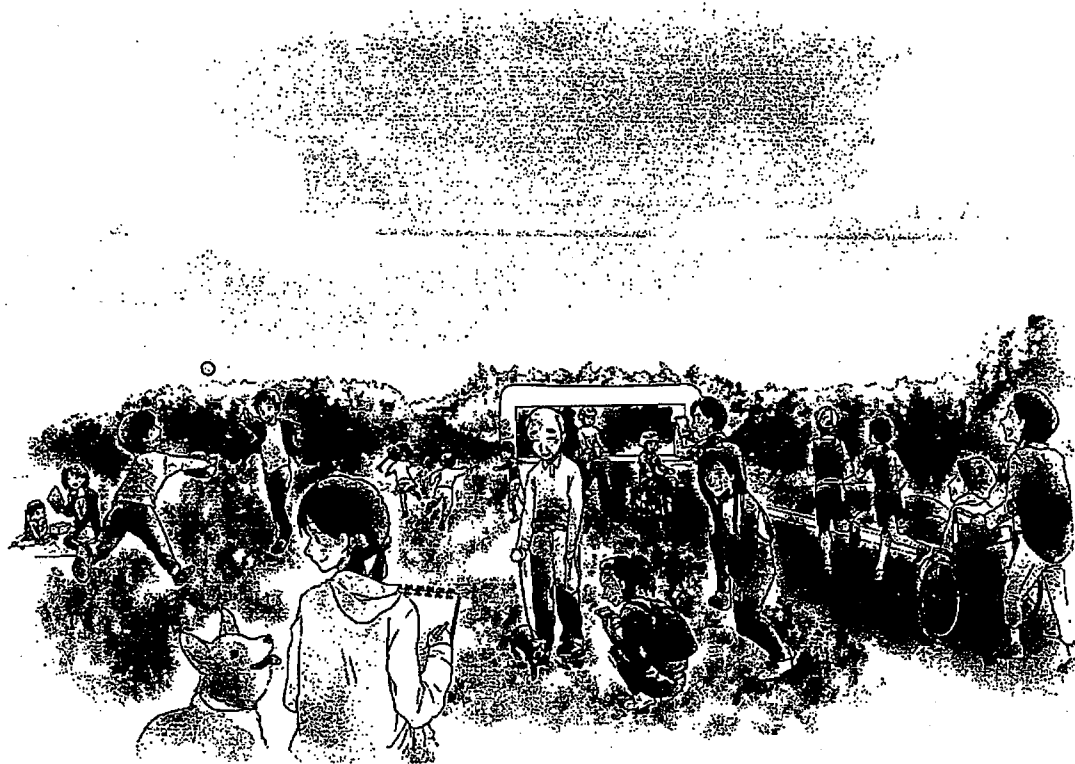
【開拓の村を古民家再生等人材育成拠点として活用】



【幾多の先人の思い、多様性を認め合う共生の立場、未来志向に立った将来の北海道を象徴するモニュメントの例】



【国内外からも数多くの方々が訪れ、家族や仲間と楽しむ交流空間】



【野外の自然に親しむ場として、あらゆる方々が安心して公園を利用】



【近隣の文化・スポーツ施設等と連携を図り、魅力的な交流空間として再生】

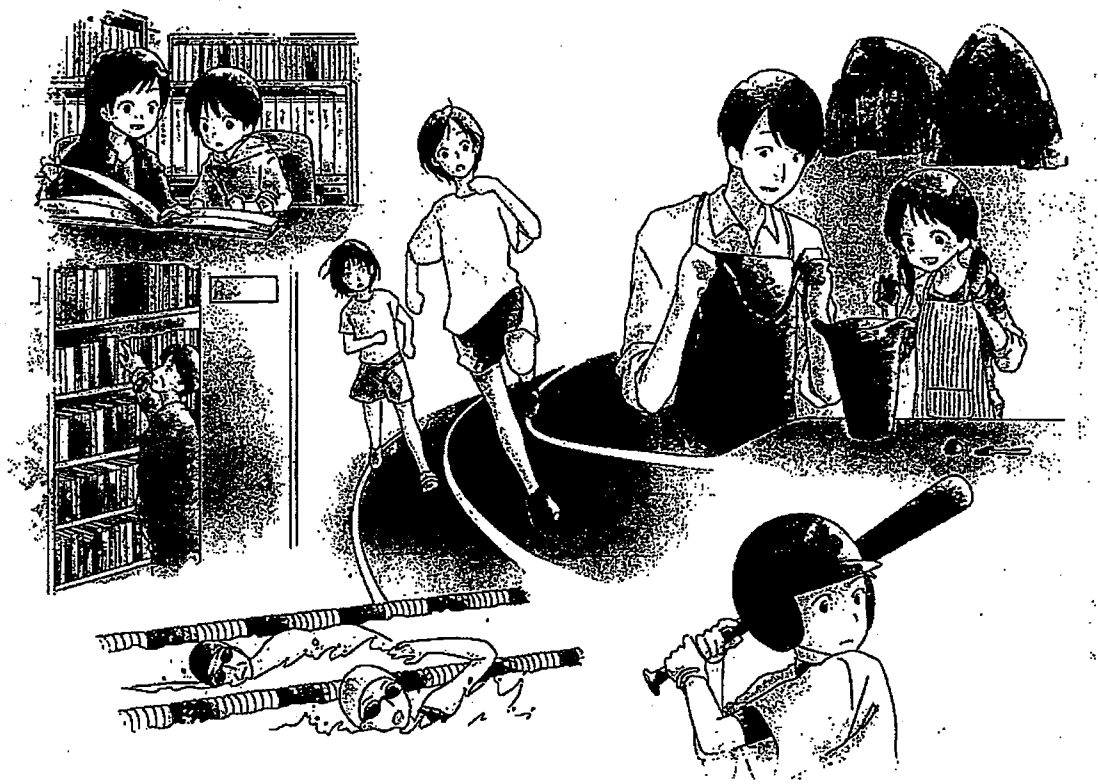


illustration: あいば ゆう

【第2回北のまんが大賞 大賞受賞者】

構想策定経過（H28～）

年度	実施日等	内容	関連 ページ
28	10月28日	第1回北海道の歴史文化施設活性化に関する懇談会開催	P22
	11月26日	第2回北海道の歴史文化施設活性化に関する懇談会開催	P22
	2月17日	第3回北海道の歴史文化施設活性化に関する懇談会開催	P22
29	6月7日	第4回北海道の歴史文化施設活性化に関する懇談会開催	P22
	10月31日	第5回北海道の歴史文化施設活性化に関する懇談会開催	P22
	11月	百年記念施設の継承と活用に関する考え方策定	※
30	4～6月	住民等を対象としたアンケート調査実施	P32
	4～7月	専門家ヒアリングの実施	P28
	5月9、23日	大学への出前講座実施	P31
	5月19、20日 6月10日	百年記念施設の継承と活用に関する道民ワークショップ開催	P23
	5月31日	第1回ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想 検討会議開催	P34
	7月13日	第2回ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想 検討会議開催	P34
	8月22日	第3回ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想 検討会議開催	P34
	9月11日 ～10月10日	構想（素案）公表及びパブリックコメント募集	※
	10月22日	北海道開拓の村に関する意見交換会開催	P35
	11月27日	パブリックコメント実施結果及び構想（案）公表	※
12月	ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想策定		

※ 百年記念施設の継承と活用に関する考え方、構想（素案）、構想（案）、パブリックコメント実施結果については、北海道環境生活部文化局文化振興課のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/saiseikoso.htm>)

北海道の歴史文化施設活性化に関する懇談会

1 目的

北海道百年記念施設として設置された北海道博物館及び百年記念塔は、昭和46年に、また、北海道開拓の村は昭和58年にそれぞれオープンし、これまで道内外の多くの人たちに利用され今日に至っている。

平成30年に北海道150年を迎えるにあたり、道民の貴重な財産である当該施設を将来に向けて、どのように後世に伝えていくことが相応しいのか、学識経験者等から幅広く意見を聴取するため、「北海道の歴史文化施設活性化に関する懇談会」を開催する。

2 議題

- (1) 百年記念施設の活性化と安定的な運営を図るための方策について
- (2) その他、百年記念施設の活性化と安定的な運営に関し、必要な事項

3 構成

氏名	所属・職名（※懇談会開催時）
臼井 栄三	(国)北海道教育大学岩見沢校 特任教授
戎谷 侑男	(株)シーブーツアーズ 代表取締役社長
佐々木亮子	(有)アールズセミナー 代表取締役
中田美知子	(学)札幌大学 客員教授
西 吉樹	(一財)北海道歴史文化財団 業務執行理事法人本部長
西山 徳明	(国)北海道大学観光学高等研究センター センター長
山崎 幹根	(国)北海道大学大学院法学研究科・法学部 教授

4 開催状況

- | | | |
|-----|----------------|----------------|
| 第1回 | 平成28年10月28日(金) | 道庁赤れんが庁舎 |
| 第2回 | 平成28年11月26日(土) | 北海道博物館(現地調査含む) |
| 第3回 | 平成29年2月17日(金) | 道庁赤れんが庁舎 |
| 第4回 | 平成29年6月7日(水) | 道庁赤れんが庁舎 |
| 第5回 | 平成29年10月31日(火) | 道庁別館 |

百年記念施設の継承と活用に関する道民ワークショップ

1 開催目的

百年記念施設を含む周辺地域を、今後の50年、100年先をも展望しながら、次の世代にどのように引き継いでいくのかについて、道民や地域の関係団体の皆様から幅広くご意見を伺う。

2 テーマ

50年後を見据えた自然・歴史・文化「体感」交流空間としての再生

3 開催状況

(1) 一般道民対象

第1回 平成30年5月19日(土) 14時～17時

場所：北海道博物館 参加者：40名

第2回 平成30年5月20日(日) 14時～17時

場所：北海道博物館 参加者：40名

(2) 北海学園大学(学芸員課程)

平成30年6月10日(日) 13時30分～16時

場所：北海道博物館 参加者：9名

4 主なご意見

【北海道博物館について】

[価値や魅力]

- ・北海道の長い歴史をわかりやすく学ぶことができ、先人の苦勞がよくわかる。
- ・貴重な資料が豊富に収蔵されている。
- ・案内、展示、見せ方、構成、説明内容が子どもにとっても非常にわかりやすい。
- ・北海道の人でも気付きがある、新しい発見がある。
- ・建築物、建築空間が魅力的で価値が高い。
- ・北海道を好きになるきっかけになる。 等

[価値や魅力を多くの人に体感してもらう取組]

- ・地域への出前講座、出張博物館、展示の貸出など地域とのつながりを強化する。
- ・個人運営の資料館や他の博物館、学校、研究機関と連携した取組みを進める。

- ・お土産を充実させる、飲食・物販を充実させる、ここでしか手に入らないものを開発する。
- ・アイヌ文化の発信に力を入れる、歴史の負の部分をもっと語る。
- ・訪れたあとにさらに学びたくなる展示や情報提供の工夫。
- ・博物館ツアー、講座の充実、周辺施設の魅力も発信、北海道と本州や海外とのつながりを伝えるなど、魅力を伝える情報発信の工夫。
- ・維持費の確保。 等

【北海道開拓の村について】

[価値や魅力]

- ・当時の街並み、文化、暮らしなどを体感でき、歴史に興味を持つきっかけになる。
- ・個々の歴史的建造物が魅力的。貴重な文化財としてしっかり保存されている。
- ・外国人、本州から来た人、研究者などに北海道を伝えられる場となっている。
- ・タイムスリップした別世界、テーマパーク、アトラクション的な楽しさがある。
- ・ボランティアの皆さんによる運営がよい。
- ・昔の思い出がつまっている。地域に愛情を持つきっかけになる。 等

[価値や魅力を多くの人に体感してもらう取組]

- ・宿泊して昔の暮らしを体験できるようにするなど、柔軟な運営を行う。
- ・昔の食事や祭りの再現、昔の衣装の貸し出し、写真撮影サービス、各建物における物販、職人の技術研修、歩くスキー大会、親子クイズ大会、特別展示の充実、イベントのシリーズ化・定例化、動物とのふれあい、ナイター営業など体験コンテンツや来たいと思える動機付けを充実させる。
- ・飲食、遊び、他施設の利用など、他の目的で訪れる人の利用者を増やす。
- ・歴史的建造物のさらなる受け入れ、建物の維持管理の充実、技術継承や歴史研究の場としての活用など、文化の継承拠点としてさらに力を入れる。
- ・積極的な活用ができる管理団体・方法の検討。
- ・維持管理に必要なお金をかけ文化を継承する。 等

【北海道百年記念塔について】

[価値や魅力]

- ・どこからでも見える、遠くからでも見える、帰ってきたと思えるシンボル、ランドマーク、モニュメント、生活風景の一部。
- ・過去への敬意の象徴である、作った人の熱意を感じる。
- ・形としてきれい、かっこいい素材感や色彩。
- ・広場が広々としている。
- ・記念塔の目的は時代とともに変化する、色々な立場での思い・意見がある。
等

[価値や魅力を多くの人に体感してもらう取組]

- ・残したい、登れるようにしたい、残す方法を考える（広場を活用してお祭りや家族で楽しめるイベント、コンサート、塔のファンを増やす工夫でさまざまな世代が親しめるようにし観光や経済に役立てる、アイヌ民族の方の思いもふまえる、クラウドファンディング等で寄付を集める、施設の有料化、施設周りの広場での収益事業等）
- ・解体した方がよい（危険性が高い、費用・税負担が高い、アイヌ文化に対する再認識の必要性、開拓以降の歴史だけにこだわると北海道のイメージが悪化する等）
- ・除却となった場合、その価値を継承するための代替策を考える（ミニ記念塔、同じ高さの展望台、建て替え、AR・VR記念塔、デジタルセンターの設置等）

【野幌森林公園や周辺施設について】

[価値や魅力]・原生林の豊かな緑、地域固有の動植物が魅力的である。

- ・都会の近くにある大自然として貴重である、自然と文化が一体となっている。
- ・散策、イベントや観察会の開催など遊び場、教育の場として活用されている。
- ・アイヌ文化の歴史観、自然観を感じられる。
- ・多様な施設が集中している。
- ・外国人なども訪れる観光資源。 等

[価値や魅力を多くの人に体感してもらう取組]

- ・都市近郊の自然、動物、生き物を観察できることを情報発信する。
- ・ネイチャーガイドのさらなる周知と活用、養成と体験プログラムづくり。
- ・自然体験だけでなく、アスレチック、ボルダリング、花を楽しむ場、音楽フェスなど公園に訪れるきっかけをつくる。
- ・だれにとっても歩きやすい散策路づくりを進める。 等

【エリア全体で連携した取組等】

- ・施設単体で紹介するのではなく、全体のわかりやすいストーリーを組み立ててPRする。
⇒博物館で全体を、開拓の村で直近100年ほどの歴史を、森林公園で自然を知ることができ、全体がつながっている。50年単位での変化を記念するモニュメントをつくる、全体のパンフレットづくり 等
- ・魅力の伝え方、使い方を工夫して、まず来てもらいリピーターになってもらう。
⇒自然を四季折々で楽しめる、「ここに来ると1日楽しめる」ことをPRする、1日モデルコース、教育機関との連携強化、修学旅行や宿泊研修での活用促進、昔 UFOが見えたなど都市伝説をつくる、札幌中心地から近いことをもっと全国・国外にアピール、熊もいなくて夜の森も安全、120万年前からの歴史のある大自然、写真映えするスポットの宣伝、デートスポット宣伝 等
- ・相手に届く情報発信の手法を工夫する。
⇒今ある資料を最大限に活用、大学生参加のパンフレット作成、テレビ・ラジオ・パソコンによるわかりやすいコマーシャル制作・発信、SNS活用、動画制作、ドラマ・マンガ・小説などを活用、小中学生体験学習の副読本を作成 等
- ・民間企業や施設と連携した広報・企画戦略を強化する。
⇒ホテル、旅行会社、JR、バス、商店街、飲食店などとの連携、円山動物園と連動、周囲のゲストハウスとコラボした集客、パッケージツアーの実施、ロケ地活用。 等
- ・アクセス性や回遊性の向上を図る。
⇒都市部からの直通バス、12号線入口のサインを見やすくする、JR大塚駅や新札幌駅からのバス増便、無料循環バス、セグウェイ活用、レンタサイクル、サインや動線など施設全体で連動させる。 等

- ・様々な世代が来たいと思える「個性」「楽しみごと」「コンテンツ」を増やす。
⇒家族連れでピクニックやキャンプができる空間づくり、マラソン、サイクリング、歩くスキーのコースづくり、冬の遊び体験、ここでしか手に入らないものの開発、花火大会、マラソン大会のコース設定、自然の美しい景色とセットとなった美味しいレストラン、目玉になる野外コンサート、スタンプラリー、縄文文化をうけてアーティスト・音楽・自然・歴史の融合の場づくり、研究者が集まる場に、エゾシカ料理など北海道の「食」にふれる機会づくり、縄文太鼓の音楽会、地域密着のイベント、自転車のイベント、運動会の会場にする、フリーマーケットやマルシェを行う、グランピングができるようにする。 等
- ・入場券配布や料金設定の工夫をする。
⇒共通券や割引券の発行と積極的配布、家族で利用しやすい料金設定、入場料無料デーを年に何回か設ける、割引クーポンや〇〇パスの強化。 等
- ・継承や活用費用の自立的な捻出方策を工夫する。
⇒民間との連携、寄付、クラウドファンディング、イベント参加費、入場料収入。 等
- ・継承や活用を住民参加や官民連携で検討・連携できる場や組織をつくる。
⇒周辺施設や各施設の情報共有の連絡会議、札幌市厚別区や江別市と連携。 等

専門家ヒアリング

1 目的

本構想の検討にあたり、ヘリテージマネージャー、古民家再生、公園デザイン、資金調達、交通事業者、施設利用者や学識者など各界の専門家より、それぞれの立場からご意見を伺う。

2 ヒアリング実施先

(1) ご協力いただいた企業・団体等（順不同・敬称略）

株式会社ACTNOW（資金調達）

厚別区PTA連合会（公園利用者）

株式会社アトリエ・モリヒコ（古民家活用）

株式会社KITABA（公園デザイン）

株式会社キタバ・ランドスケープ（公園デザイン）

有限会社クンスト（芸術家）

NPO法人旧小熊邸倶楽部（古民家再生）

ジェイ・アール北海道バス株式会社（交通事業者）

障がい当事者講師の会すぶりんぐ（公園利用者）

新日鉄住金株式会社（素材メーカー）

武部建設株式会社（古民家再生）

伝統建築技能集団建築ヘリテージサロン（技術承継）

株式会社日本政策投資銀行北海道支店（資金調達）

株式会社北洋銀行（資金調達）

株式会社北海道銀行（資金調達）

一般社団法人北海道建築士会（技術承継）

株式会社北海道チャイナワーク（インバウンド観光）

北海道文化審議会委員（有識者）

北海道立総合博物館協議会委員・特別委員（有識者）

認定NPO法人ポロクル（交通事業者）

株式会社MammyPro（公園利用者）

(2) ご協力いただいた学識者 (順不同・敬称略)

札幌市立大学デザイン学部

教授 羽深 久夫 (歴史的建造物の保存再生)

北海道科学大学工学部

教授 田沼 吉伸 (建築鋼構造)

北海道大学

名誉教授 石山 祐二 (構造力学、地震工学)

北海道大学大学院工学研究院

教授 菊地 優 (建築構造学)

北海道大学大学院文学研究科

教授 佐々木 亨 (博物館学)

3 主なご意見

【エリア全体に対するご意見】

- ・団体客が入れば SNS で情報が発信され、話題が広まるので FIT (個人手配の海外旅行) は放っておいてもそこから波及する。
- ・期間限定でも札幌駅からのシャトルバスがあると良い。
- ・札幌周辺は、冬の観光コンテンツが少ないので重要な施設だと思うが、観光地としての認知度が低い。

【北海道博物館に対するご意見】

- ・バリアフリーがしっかりしており、スタッフの気配りにも感心した。
- ・計画に掲げている目標は素晴らしいが、実現に時間がかかっている印象。
- ・住民参加型博物館として他県では経営に参画するところまでできている。
- ・多文化共生ということでアイヌ展示はよくやっているが、アイヌの方々の企画への参加もあれば。
- ・他県では、学芸員が行政職を経験するように人事交流をしている事例がある。

【北海道開拓の村に対するご意見】

- ・森の中にあることが北海道らしい。工夫次第では、札幌近郊で一番の可能性を感じる。
- ・昼食を魅力にできるかが大事。宿泊施設があると良い。
- ・古民家を活用したカフェということでは、大手チェーンも興味を持っている。
- ・施設そのものの改修はお金がかかるので、調理はキッチンカーなどで対応も。
- ・建物が元々有する機能により活用ができればおもしろいと思う。
- ・全体的に段差やスロープなどのサインが足りていないところがある。車いすで見られる施設は案内看板やパンフレットで表示してもらえるとよい。
- ・車いすが入れない施設は、入口などに内部がわかる写真など資料ファイルがあると想像できてよい。
- ・指定管理の仕様書の内容自体をプロポーザルで募集している例がある。
- ・修繕費をクラウドファンディングで調達するには、建物一つ一つのストーリーを踏まえたイベントとセットにしたコンテンツをつくる必要がある。
- ・日本の家屋は、日常的に破損が見えたときに少しずつ直す方がよい。多能工が常駐し、修繕管理することがベスト。また、修理作業をワークショップとして見てもらうことも。
- ・建造物の維持・修繕のための技術者、原材料の地産地消が理想。
- ・施設によっては、屋根に鉄板を敷いた上に柱をかけることで耐久性の向上が図られる。
- ・観光に活用する施設は、断熱や気密性の技術を入れないと活用は難しい。
- ・大工の技術研修の場として活用することで、技術の継承も図れる。
- ・ヘリテージマネージャーの研修時期の宿泊代が高く、開拓の村内に宿泊できる施設があればと思う。
- ・施設ごとに自由研究の題材になるコンテンツを持つと、夏休みの親子づれの入場者が増えると思う。

【北海道百年記念塔に対するご意見】

- ・昔はどこからでもよく見えたが、最近は見えなくなった。とはいえ、地域のシンボルとしてできれば残してほしい。
- ・時間の経過でますます価値が高まるという視点もある。一方で多文化共生の立場から解体することもありかと思う。
- ・百年記念塔の解体材でモニュメントを作成。スパンは長いが鉄も土に帰る、縄文、アイヌ文化にもつながる考え方。
- ・これ以上の腐食進行を抑制するためには、雨水の浸入を抑制するための対策や排水の工夫等の補修対応が必要と考えられる。
- ・耐震性、耐風性の担保など安全性が第一である。錆片など飛散物もあることから、現状を維持しようとして周囲に立入禁止エリアをつくっても、上部の鉄板が落ちるようなことがあれば安全とはいえないのではないか。

大学への出前講座

1 開催状況

- ・北海道大学法学部演習Ⅱ（地方自治論）

日 時：平成30年5月9日（水）17時～19時

出席者：ゼミ生18名

- ・札幌学院大学経営学部専門ゼミ

日 時：平成30年5月23日（水）13時～15時30分

出席者：ゼミ生15名

2 北海道百年記念塔に対する主な意見

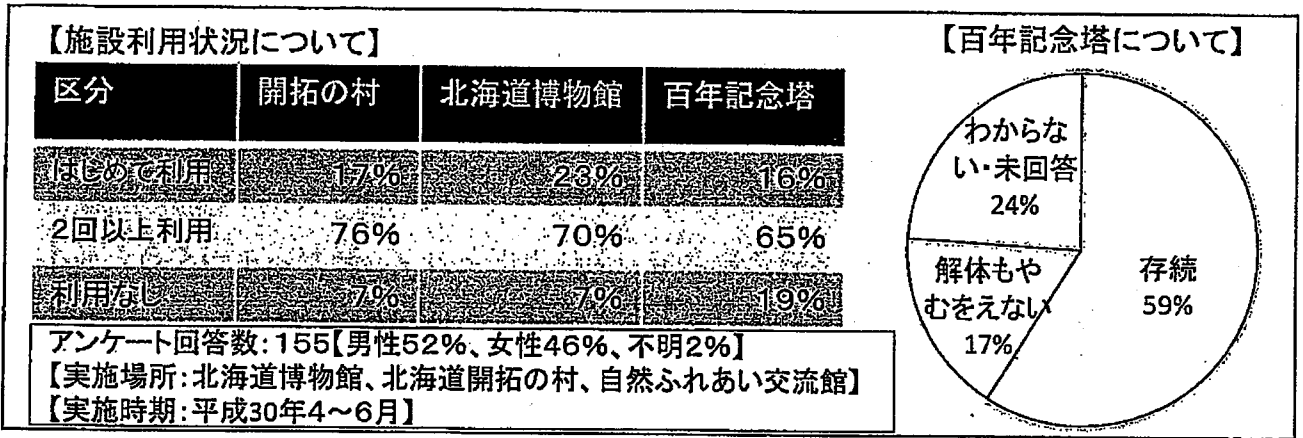
- ・北海道開拓の歴史を伝える存在として必要と思います。
- ・地元の人、観光客が集まる場所のシンボルマークとして保存すべきだと思う。
- ・シンボルとして残すことを考えた場合、費用に見合うだけの知名度があるか怪しく、今後の維持費のことを考えると解体も仕方ないように思える。
- ・道民の意見を聞いた上で検討するのがいいと思います。道民の多数が残さなくても良いと思うなら残す必要はないと思います。

- ・道外出身の私にとって、北海道の自然や景色それ自体が誇りです。
- ・百年記念施設は知名度がないので、ヘルメットカメラやドローンなどでPR動画を作成し、動画投稿サイトで紹介。
- ・祭りを開催、博物館から百年記念塔の間に出店をおき、賑わいをつくる。
- ・これからも修繕費がかかり続けるなら、解体したほうがよい。

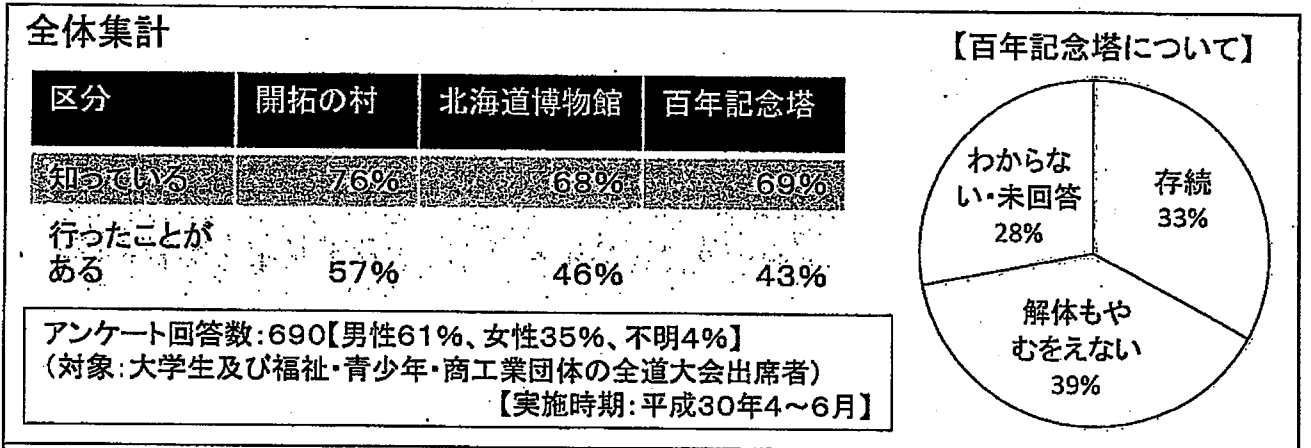
住民等を対象としたアンケート調査

- 1 施設利用者に対するアンケート（結果は次ページ、図1参照）
 - ・期間：平成30年4～6月 調査数：大人155名 小中学生40名
- 2 全道の社会人及び大学生に対するアンケート
（結果は次ページ、図2参照）
 - ・期間：平成30年4～6月 調査数：社会人515名、大学生175名

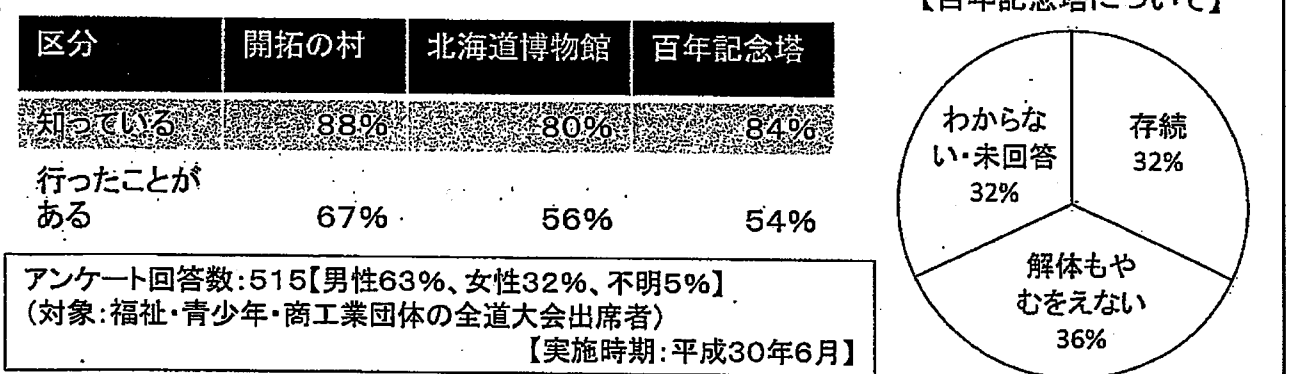
■ 施設利用者に対するアンケート結果について(図1)



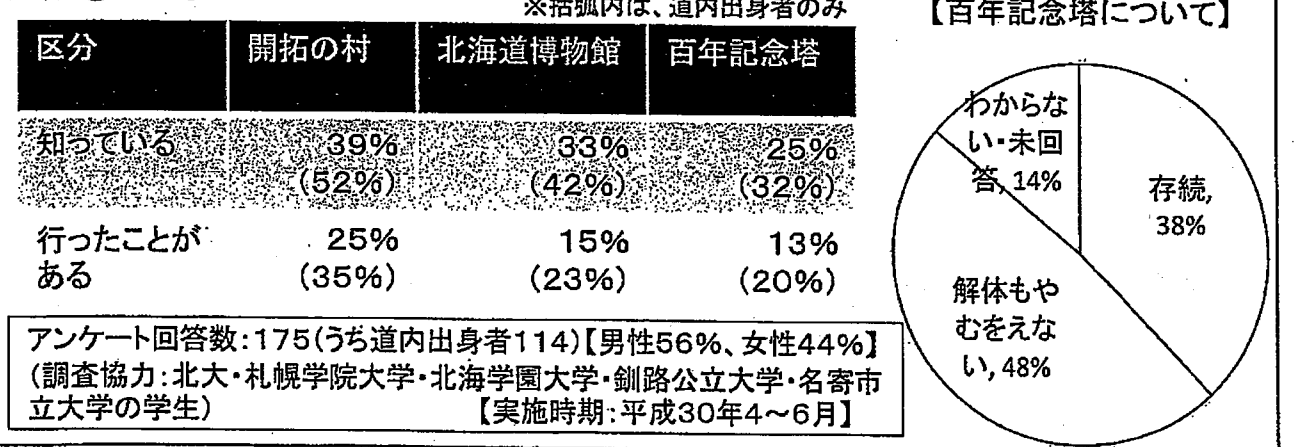
■ 全道の社会人及び大学生に対するアンケート結果について(図2)



内訳① 一般社会人



内訳② 大学生



ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想検討会議

1 目的

道立自然公園野幌森林公園に所在する百年記念施設（北海道博物館、北海道開拓の村、北海道百年記念塔）及びその周辺地域について、道は、北海道150年の節目である平成30年までに再生に向けた構想を策定することとしているが、これについて専門的に検討するため、庁内関係課で構成する検討会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 再生構想のとりまとめに関すること
- (2) その他、検討に当たり必要な事項

3 出席有識者

開催	氏名	所属・職（※検討会開催時）
第1回	小磯 修二	(一社)地域研究工房 代表理事
第2回	西山 徳明	(国)北海道大学観光学高等研究センター センター長
	石井 吉春	(国)北海道大学公共政策大学院 特任教授
	本田 優子	札幌大学文学部 教授（※書面により意見提出）
第3回	田沼 吉伸	北海道科学大学工学部 教授

4 開催状況

- 第1回 平成30年5月31日（木） かでの2・7 730会議室
 第2回 平成30年7月13日（金） かでの2・7 510会議室
 第3回 平成30年8月22日（水） かでの2・7 110会議室

5 北海道百年記念塔に対する主なご意見

- ・高度成長期の当時とは時代背景は大きく異なる。
- ・50年近い歴史を刻んできた貴重な文化資源として残すべき。
- ・インフラの大更新期が迫る。将来世代の負担で維持すべきものにはならない。
- ・解体した後、跡地には何もつukらない。
- ・老朽化が進んでおり、塔の安全性が懸念される。

北海道開拓の村に関する意見交換会

1 目的

今後の北海道開拓の村の展示建造物の保存、活用などの方策について、関係者による意見交換会を実施する。

2 開催状況

平成30年10月22日（月） 道庁環境生活部1号会議室

3 出席団体等

- ・一般社団法人北海道建築士会
- ・一般社団法人北海道古民家再生協会
- ・一般社団法人北海道ビルダーズ協会
- ・NPO法人歴史的地域資産研究機構
- ・NPO法人北の民家の会
- ・伝統建築技能集団建築ヘリテージサロン
- ・株式会社北海道二十一世紀総合研究所
- ・一般財団法人北海道歴史文化財団
- ・北海道博物館

3 主な意見

- ・ヘリテージマネージャー研修では、開拓の村を使った測量実習をしているが個々の施設についても測量をしていけば、多くの問題が解決されると思う。
- ・開拓の村は、北海道産の材料や地元の人間によってつくられていたというところを復元すべき。
- ・大学で留学生向けに北海道の建築についての講義を開拓の村でしていたが、留学生は大変興味を持っていた。
- ・文化財として指定されていないものから何を学ぶのか、活用の仕方がいろいろあると思う。
- ・開拓村の建物は、当時の一般の人が使っていたものであり、当時の技術を持った普通の大工が作ったもの。日本の家屋は使いながらその都度、直してきた。大きな修繕になる前に直していけば、大きなお金はかからない。

- ・ 葺屋根をつくる技術が北海道で途絶えてしまい現在は北海道にない材料を島根や鳥取から持ち込んで修繕している。継続的に修繕する文化があれば道内の工場でも作ることが出来る。
- ・ 床の張り替えなどをして、既存の施設をカフェなどにするのではなく、既存の施設の中でカフェに適切なもの、宿泊体験できるものなど、建物がもっている空間の特徴を一番発揮できる活用を考えた方がよい。
- ・ 設計者の立場から言うと、開拓の村の施設は、継ぎ手や勾配などを見るだけでも勉強になる。
- ・ カフェをやるのならば、文化財指定されていない古い建物を1棟移設し、冬も使えるよう断熱や気密などを改修して使用するのがよい。
- ・ 施設の活用となると実際にお金を落とすのは女性。村内に何か所か女性や観光客がとどまれる場所があると良い。地元客が来ないところには観光客は来ない。

施設の概要

I 北海道博物館の概要

1 主な沿革

- 昭和 39 年 (1964) 開道百年記念事業協議会で開拓記念館の設置を決定
- 昭和 43 年 (1968) 「開拓記念館資料収集基本方針」を決定
北海道開拓記念館起工式
- 昭和 46 年 (1971) 開館
- 平成 3 年 (1991) 常設展示全面改訂
- 平成 13 年 (2001) 赤れんが庁舎内に「北海道の歴史ギャラリー」オープン
- 平成 27 年 (2015) 北海道博物館リニューアルオープン
北海道開拓記念館と道立アイヌ民族文化研究センターとの統合

2 設置目的

北海道の自然、歴史、文化に関する資料を収集保存、調査研究し、それらを体系的に整えらるとともに、総合展示を核とする展示活動や教育普及活動事業を通して、北海道の自然・歴史・文化に関わる遺産を後世に伝える役割を果たしている。

3 コンセプト

北海道を代表する「総合博物館」
道民とともに歩み、愛される「道民参画型博物館」
北海道の「中核的博物館」

4 組織・施設の概要等

(1) 職員数 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	正職員	非常勤、臨時職員	計	備考
道職員	36 人	18 人	54 人	学芸員・研究職員 計 30 人
指定管理者	2 人	5 人	7 人	
計	38 人	23 人	61 人	

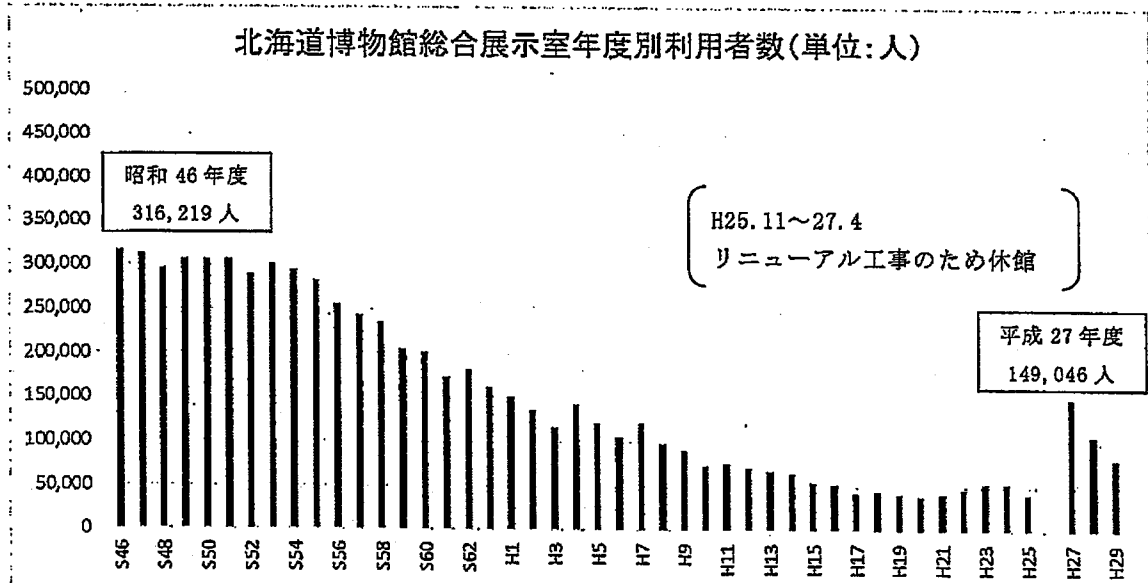
(2) 収蔵資料数 183,180 件 (平成 30 年 3 月末現在)

(3) 構造 RC (一部 SRC) 造り 地上 2 階、地下 2 階

(4) 延床面積 12,947 ㎡

(5) 館内施設 総合展示室、特別展示室、はっけん広場、図書室、記念ホール、講堂、休憩ラウンジ、ミュージアム・カフェ等

5 入館者の状況



II 北海道開拓の村の概要

1 主な沿革

昭和 42 年 (1967)	開拓記念建造物等の移設による野外博物館構想が決定
昭和 46 年 (1971)	道立野幌森林公園の公園計画に野外博物館の設置を告示
昭和 47 年 (1972)	北海道開拓の村建設基本構想の策定
昭和 48 年 (1973)	移設建造物等資料収集方針の決定
昭和 52 年 (1977)	開拓の村建設工事起工式
昭和 58 年 (1983)	開拓の村オープン

2 設置目的

社会・経済の急速な発展に伴って失われていく、開拓当時の大切な建造物や人々の生活を復元し、保存し、開拓過程における生活文化に対する認識を深める。

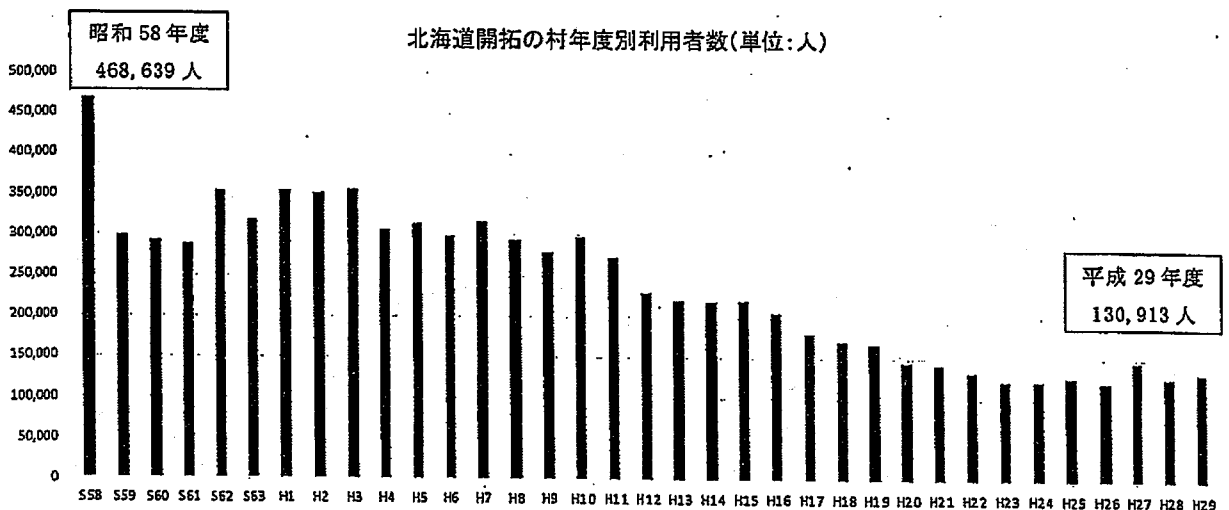
3 コンセプト

北海道開拓の歴史を示す建造物等を保存し、展示する。
 北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しを行う。
 開拓の村の展示物に関する案内書、解説書等を作成し、配付する。

4 施設の概要等

区分	復元施設	再現施設	修景施設	計
市街地群	25 棟	4 棟	2 棟	31 棟
漁村群	2 棟	-	2 棟	4 棟
農村群	8 棟	1 棟	5 棟	14 棟
山村群	-	1 棟	2 棟	3 棟
計	35 棟	6 棟	11 棟	52 棟
その他	体験学習棟 1 棟、食堂 1 棟、吊り橋 1			
敷地面積	54.2ha			

5 入村者の状況



Ⅲ 北海道百年記念塔の概要

1 主な沿革

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 昭和 41 年 (1966) | 北海道百年記念事業実施方針において記念塔建設を決定 |
| 昭和 42 年 (1967) | 設計競技 (コンペ) の実施 |
| 昭和 43 年 (1968) | 建設工事の着工 |
| 昭和 45 年 (1970) | 完成 |
| 昭和 46 年 (1971) | 一般公開 |

2 設置目的

本道の発展につくした有名無名のすべての先人に対する感謝の心と北海道の輝く未来を創造する決意と躍進北海道の姿を力強く象徴するものとして、高さも量感においても雄大な記念塔を建設する。

3 設計競技 (コンペ)

設計競技は、次の 4 点を条件※として実施され、全国から 299 点の応募があり、審査の結果、今金町出身で当時 29 歳の井口健さんの作品が最優秀作品に選定された。

- ・ 高さは設計地盤面より 100m とする
- ・ 耐久性のあるもの、特に凍害に耐えうること
- ・ 昼間において航空機から視認が容易な色調であること
- ・ 内部仕上げは自由とする

※出典「北海道百年記念事業記録資料編」

4 設計コンセプト

- ・ 道民がみんなで築く躍進北海道のシンボル (象徴)
- ・ 道民の巨大なエネルギーを結集し、天をついて限りなく伸びる発展の勢いを表す
- ・ 高さは北海道百年にちなみ 100 メートル

5 施設の概要等

- (1) 構造 鉄骨トラス構造 地上 25 階建て
- (2) 外装材 耐候性高張力鋼板 (耐候性鋼材※)
- (3) 高さ 100m
- (4) 総工費 約 5 億円 (半分は道民等からの寄附※)
- (5) 設計 井口 健 氏 (今金町出身 / (株)久米建築事務所札幌支社)
- (6) 施工 伊藤組土建株式会社
- (7) 壁面レリーフ 佐藤忠良氏「開拓」 (北海道庁玄関ホール壁面レリーフ原型)

※耐候性鋼材

大気腐食環境において普通鋼材に比べ緻密なさび (保護性さび) が形成しやすく、腐食速度がより低減することを特徴とする鋼材。

塗装の省略によってメンテナンス費の節減が期待できるが、環境条件が適切でない場合などでは、保護性さびの生成が妨げられて腐食の問題が生じる可能性があるため、使用に当たってのガイドラインが 1993 年に制定されている。

※寄附の内訳

寄附者	寄附者数※1	寄附金額※2	主な寄附者
商工鉦関係団体	413 者	201,029 千円	道内の企業や団体
農業関係団体	343 者		
林業関係団体	4 者		
水産関係団体	18 者		
市町村	213 者	48,144 千円	道内自治体
個人	180 者	10,612 千円	個人(団体集約、募金箱含む)
協賛事業	9 者	3,531 千円	記念広告等
計	1,180 者	263,316 千円	参考：道補助 250,000 千円

※1 北海道百年記念塔建設寄附者名簿

※2 北海道百年記念塔建設期成会第5回総会(S46.4.14開催)資料

5 保守管理の状況

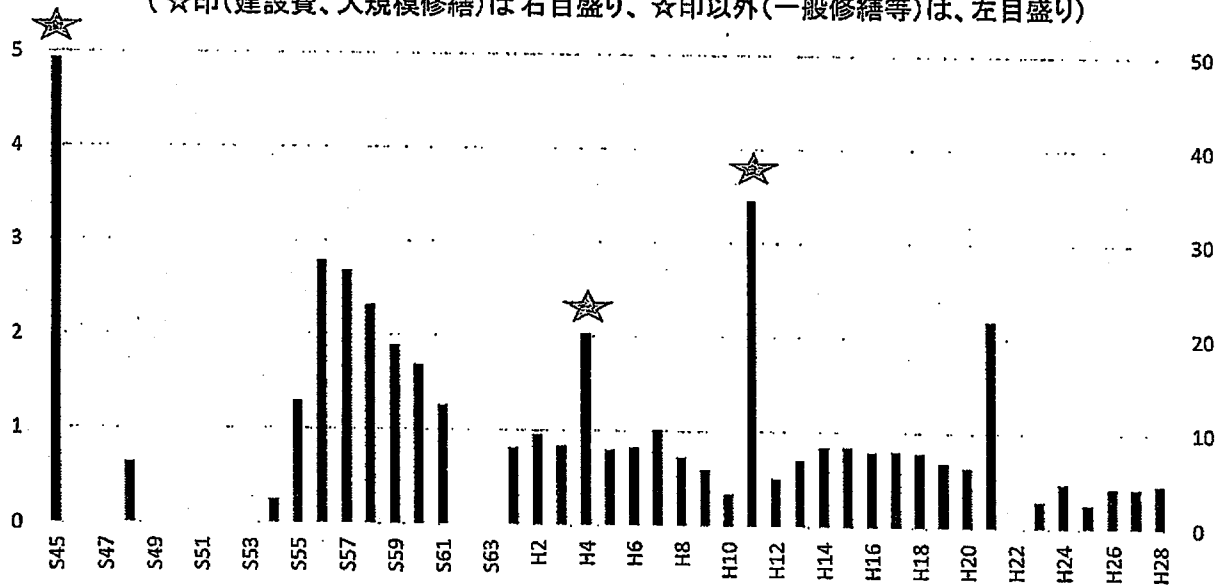
(1) 維持管理経費等(S45～H28)

建設費	補修費	その他(保守計画策定)	合計	備考
493,680 千円	862,035 千円	14,934 千円	1,370,649 千円	現在の貨幣価値に換算すると約 25 億円程度 (消費者物価指数を基にした概算)

※上記には、エレベーターの保守点検、電気代等の費用は含まれない。

北海道百年記念塔年度別維持管理費(単位:千万円)

(☆印(建設費、大規模修繕)は右目盛り、☆印以外(一般修繕等)は、左目盛り)



6 現状と今後の維持管理経費等

建設から50年近くが経過し、錆片が落下するなど劣化が進んでおり、平成26年7月から立入禁止としている。今後も維持していくためには、多額の費用負担が見込まれる。

【今後50年間の維持管理経費等（H29.10試算。税抜、耐震化経費含まず。）】

- | | |
|--|---------|
| ①展望室への立入を可能とする場合
（立入禁止フェンス、落下事故防止屋根付き通路の設置など） | 約28.6億円 |
| ②モニュメントとして維持する場合
（立入禁止フェンスの設置など） | 約26.5億円 |
| ③解体する場合 | 約4.1億円 |
- ※①、②のいずれにおいても、今後、錆片などの落下を物理的に防ぐことは困難なことから立入禁止エリアの設置が必要。

平成30年9月の台風21号により、立入禁止エリア内に部材の落下があった。

7 安全性の検討

(1) 専門コンサルによる調査結果（平成29年度実施）

ただちに倒壊する危険性はないものの、塔内の展望室に立ち入りできるように原状復帰した場合においても、今後、部材の腐食等による不測の落下事故を完全に防ぐことは、物理的にも不可能に近いことから、その対策として、立入禁止エリアの設定（フェンスの設置）、落下事故防止用屋根付きの通路が必要。

(2) 専門家ヒアリングでのご意見

耐震性、耐風性の担保など安全性が第一である。錆片など飛散物もあることから、現状を維持しようとして周囲に立入禁止エリアをつくっても、上部の鉄板が落ちることがあれば、安全とはいえないのではないかと。

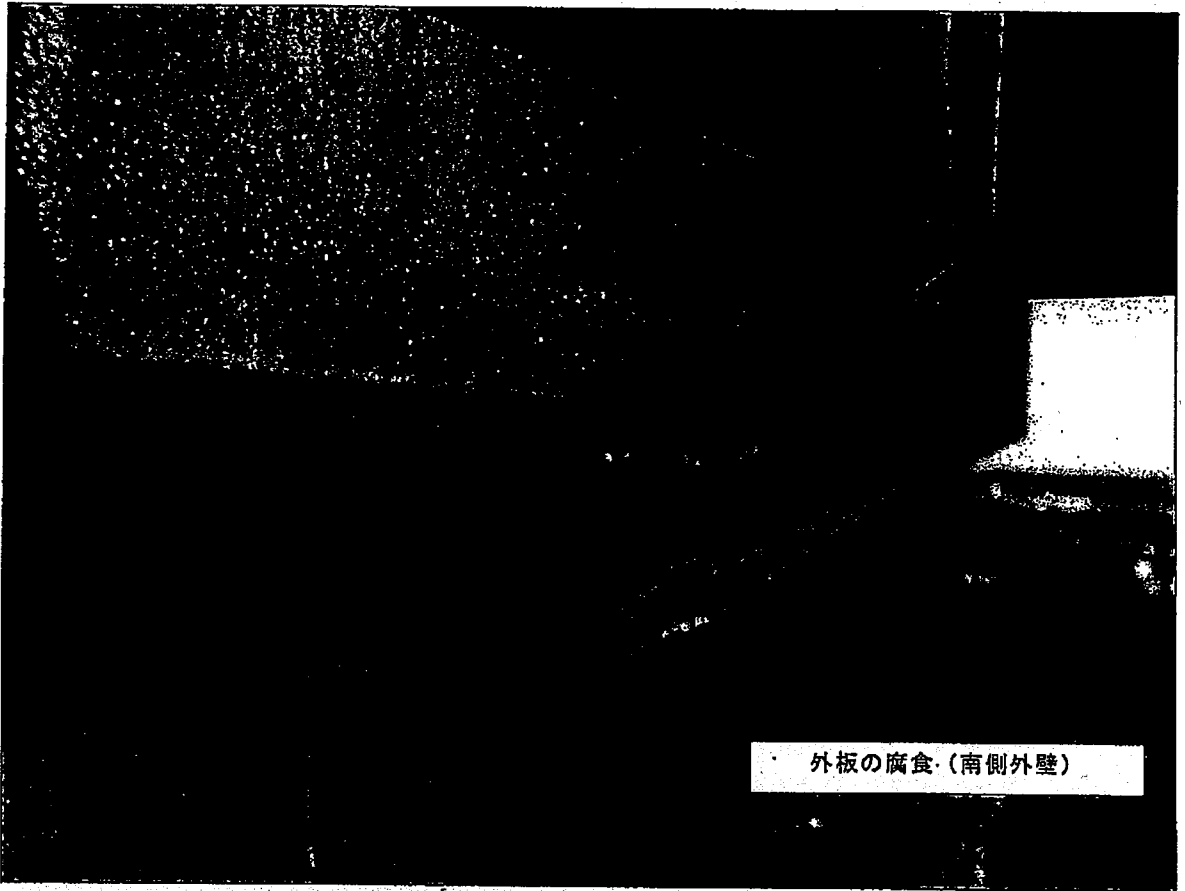
(3) 外板の素材メーカーによる調査結果（平成30年度実施）

特定箇所、外板パネルの穴あき、波打ち、及び錆片の落下が確認される。これらは、主に雨水の塔内部への浸入と雨水が溜まりやすい構造に起因した腐食によるものと推定。これ以上の腐食進行を抑制するためには、雨水の浸入を抑制するための対策や排水の工夫等の補修対応が必要と考えられる。

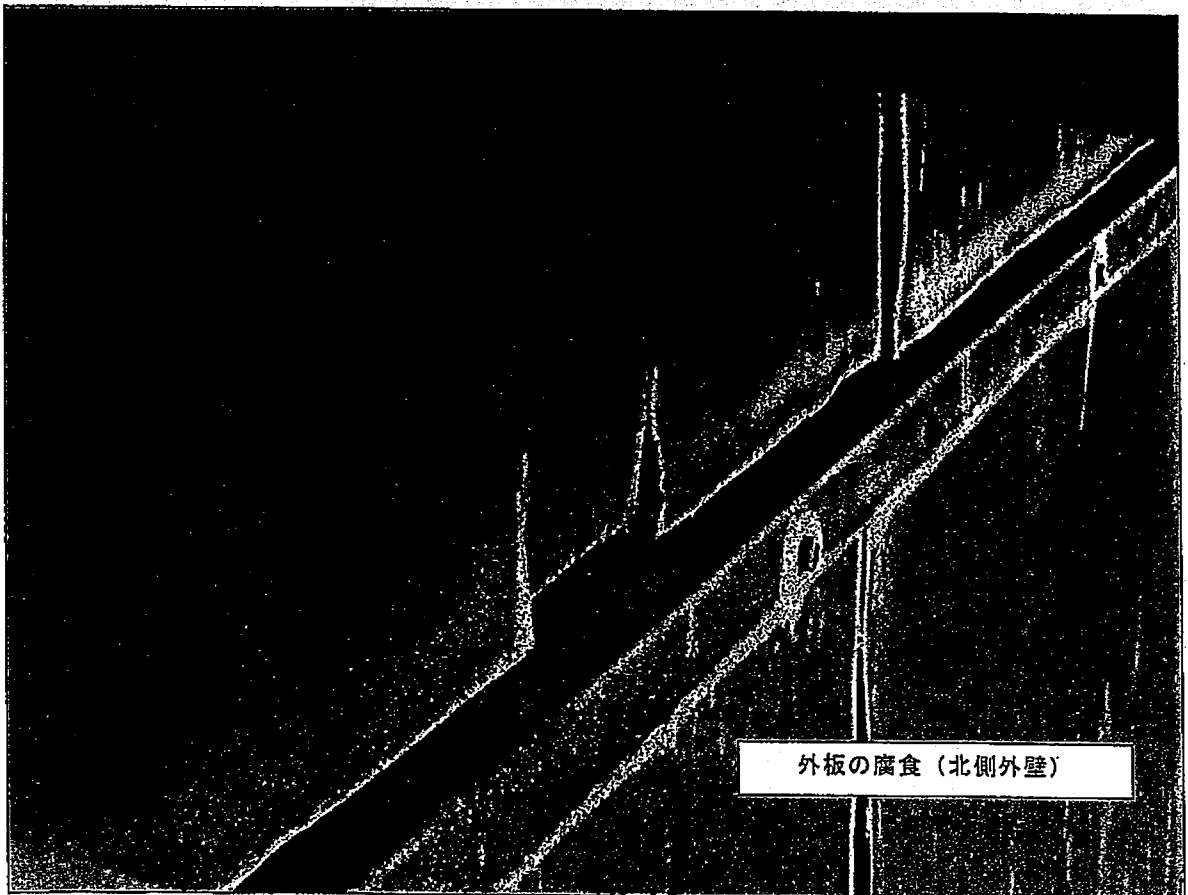
(4) 補修工事の可能性

これまで、数次の大規模修繕や湿度対策工事などを実施しているが、構造上、雨水の浸入を完全に防ぐことや、これ以上の排水対策は困難と判断。

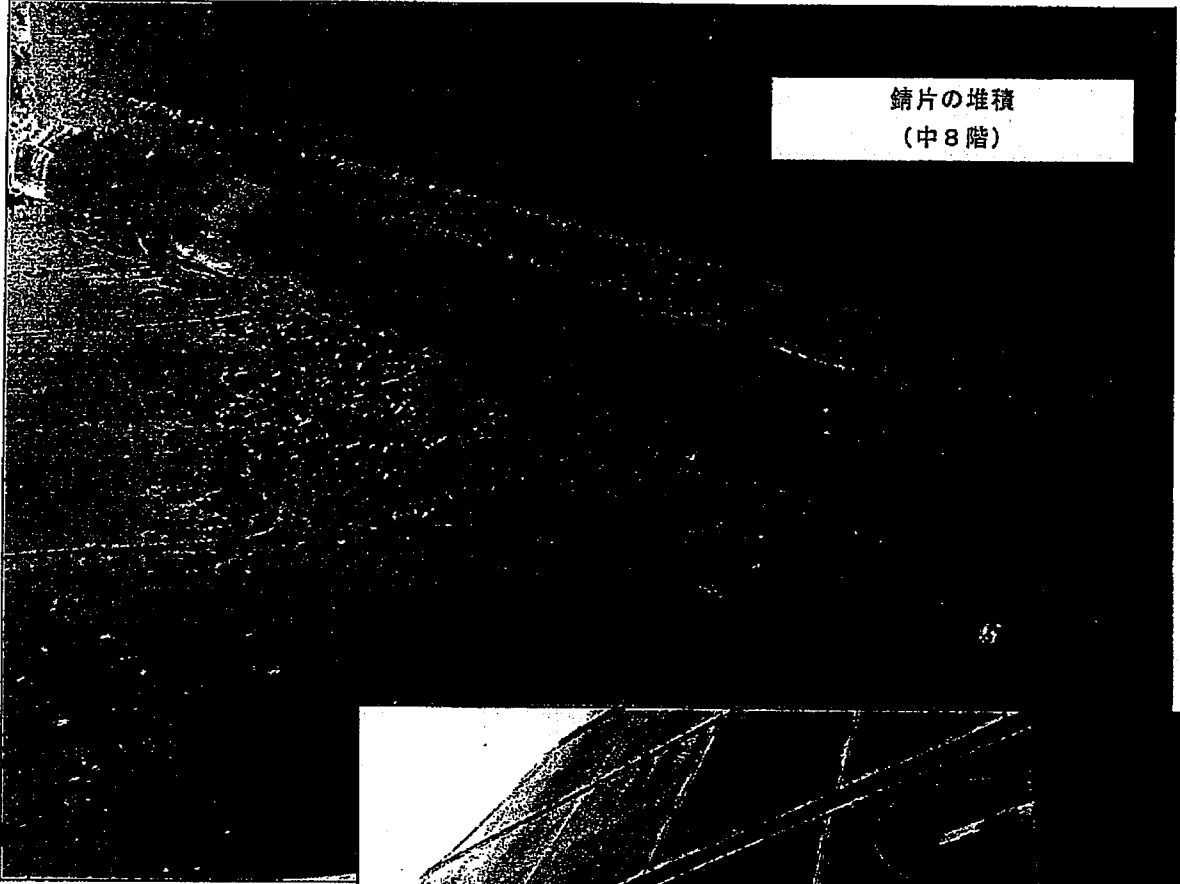
【参考】百年記念塔の劣化の状況



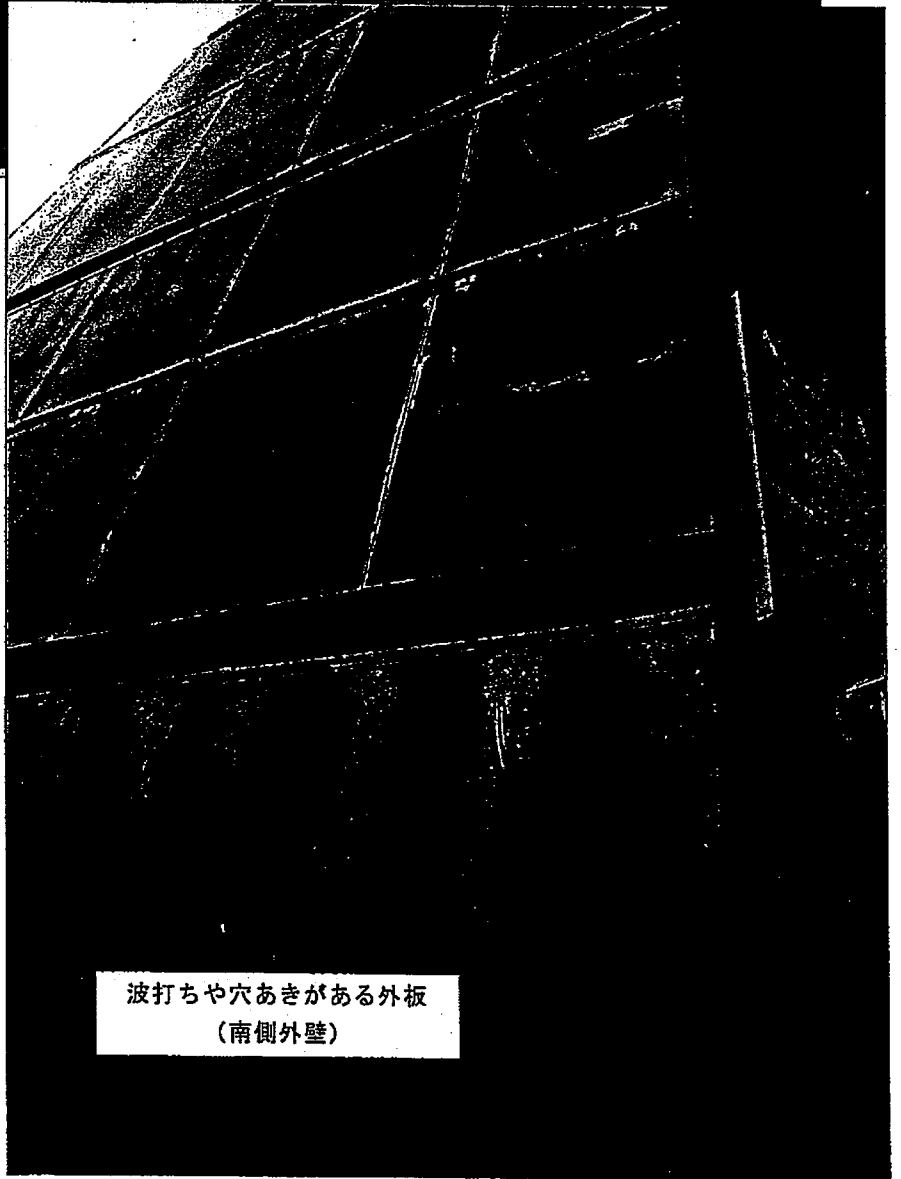
外板の腐食（南側外壁）



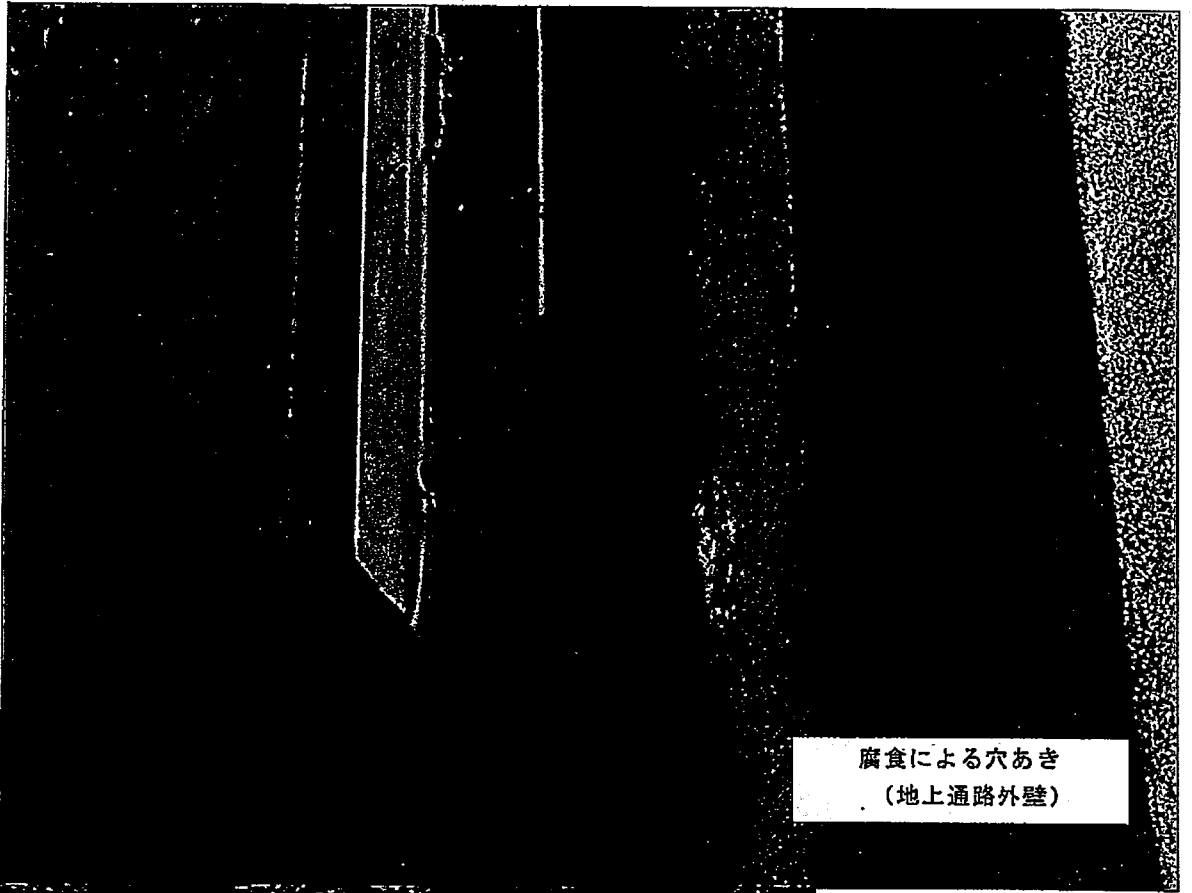
外板の腐食（北側外壁）



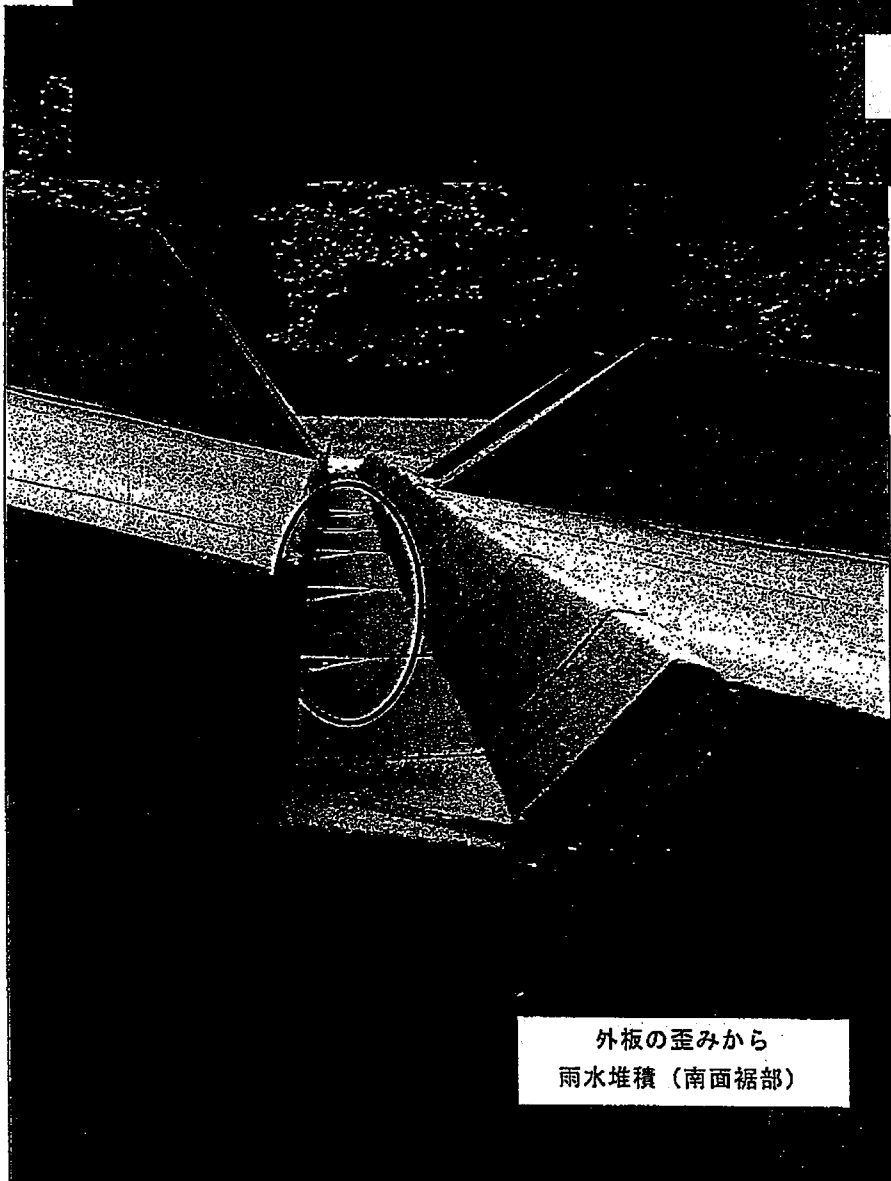
錆片の堆積
(中8階)



波打ちや穴あきがある外板
(南側外壁)

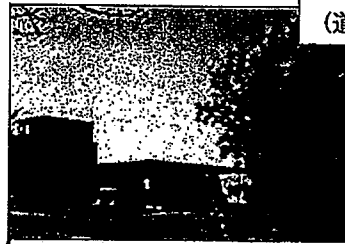
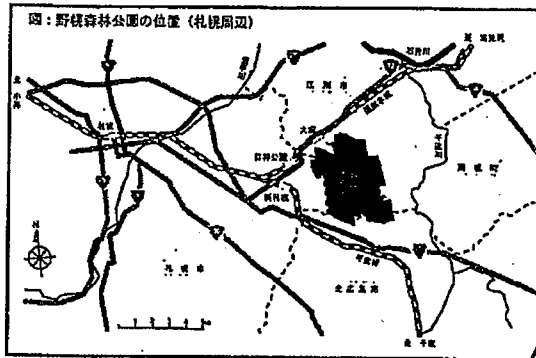


腐食による穴あき
(地上通路外壁)



外板の歪みから
雨水堆積 (南面裾部)

野幌森林公園の周辺施設



道立図書館
(道教育委員会所管)



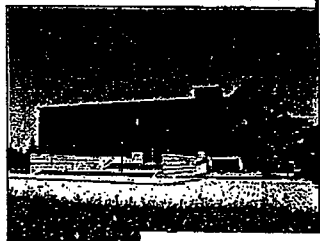
道立野幌総合運動公園
(道建設部所管)



道立埋蔵文化財センター
(道教育委員会所管)

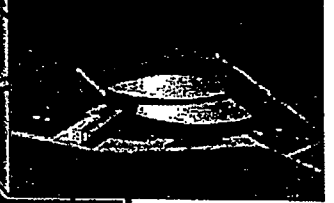


北海道百年記念塔
(道環境生活部所管)



北海道博物館
(道環境生活部所管)

野幌森林公園自然ふれあい交流館
(道環境生活部所管)



北海道開拓の村
(道環境生活部所管)



—— 集団施設地区（記念施設地区）
—— 森林地区

【オーナー制度】

消費者が生産者に事前に出資し、生産物を受け取る仕組みで農産物の他、畜産物や魚介類・鮭・森林などを対象としたものがある。日光杉並木オーナー制度では、杉並木保護に賛同された場合、並木杉1本につき1千万円でオーナーになっていただき、その代金を日光杉並木街道保護基金で運用し、その運用益で保護事業を行う。

【クラウドファンディング】

個人や企業、その他の団体などが、インターネットを介して、寄附、購入、投資などの形態で、不特定多数の支援者から、少額の資金を調達する仕組み。群衆を意味する「crowd」と、資金調達を意味する「funding」を組み合わせた造語。

【国立アイヌ民族博物館】

2020年4月、白老町に国が開設するアイヌ民族の文化復興拠点「民族共生象徴空間」の中核施設としてオープン予定。

【古民家再生】

古民家とは、日本の住居のうち建築年数がかなり経過した民家のことで具体的かつ明確な定義は存在しないが、文化財としても価値のある古民家は近年リノベーションによって再利用されるケースが増加。

【指定管理者制度】

公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定するもの（指定管理者）が管理を代行する制度。

【指定寄付】

国宝・重要文化財（建造物、美術品）など国指定文化財を修理する場合に、文化財の所有者が広く一般から寄付を集め、修理費の一部に充てるとき財務大臣の指定を受けると、寄付した法人・個人が税制上の優遇措置を受けられる制度。

【縄文遺跡群】

北海道・北東北の縄文遺跡群は、津軽海峡を挟んだ日本列島の北海道・北東北に位置し、縄文時代の各時期（草創期、早期、前期、中期、後期、晩期）における、人々の生活あとの実態を示す遺跡（集落跡、貝塚、低湿地遺跡）や、祭祀や精神的活動の実態を示す記念物（環状列石、周堤墓）で構成された17遺跡からなる考古学的遺跡群。2018年7月19日開催の文化審議会世界文化遺産部会において世界文化遺産推薦候補に選定。

【大地の手広場】

北海道に生きる人々の手形を未来に残し、人と人のつながり・絆を大切にしようという若い男女がボランティアで創造・設置運動を進め、1973年に北海道百年記念塔の下に建造。国内外合わせて約5,300人が手形に参加。

【地産地再】

本構想における造語。「地産（道内）＝地元の材料」で「地再＝地元（道内）の技術者が再生」することにより、域内循環にも貢献することをめざす。現在、開拓の村の展示建造物は、主に道外の材料や技術者により修繕されており、修繕費が高くなる一因になっている。道内の材料や技術者により、開拓の村の展示建造物を修繕することで、修繕費用の節約に繋げるほか、将来的には、この取組を同じく歴史建造物の維持費捻出に苦慮する道内自治体等のモデルとする。実現に向けて、設計・施工一括プロポーザルの導入などを検討する。

【中核的博物館】

北海道博物館は北海道博物館基本計画において道内の中核的博物館として、地域の博物館とのネットワークのもとに連携、協力関係を強固なものとし、道内博物館全体の水準の向上や活力の強化をとおして、地域の活性化につなげることをめざす。

【中期目標・計画】

北海道博物館基本運営方針に基づき、北海道博物館が社会的使命を果たすため、基本方針を踏まえ、資料の収集保存、展示、教育普及、調査研究などの博物館活動の実施に関する中期的な目標・計画を策定。現在、第1期目標・計画（平成27年度～平成31年度）を推進中。

【道民参加型博物館】

博物館の様々な活動に、道民が利用者としてだけでなく、協働者、ときには発信者として多面的に参画する機会を創出することによって、博物館活動をより豊かにし、道民と連携、協働する博物館づくりを推進。

【ネーミングライツ】

スポーツ施設や文化ホールなどの施設の名称に、スポンサー企業の社名や商品ブランド名を付与する権利。「命名権」あるいは「施設命名権」とも呼ばれる。

【野幌森林公園自然ふれあい交流館】

2001（平成13）年にオープンした道立自然公園野幌森林公園のビジターセンター。館内では、公園の自然のつながりをジオラマやイラスト・写真などでわかりやすく紹介。

【はっけん広場】

北海道博物館内にあるこどもからおとなまで楽しみながら「じっくり観察する」「ホンモノにふれる」「道具を使う」「何かをつくる」などの体験ができる施設。

【ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）】

地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材。北海道では、一般社団法人北海道建築士会、NPO法人歴史的地域資産研究機構、一般財団法人北海道文化財保護協会の3者が実行委員会を組織して養成を行っている。

【北海道博物館基本計画における基本理念】

北海道開拓記念館のリニューアルによる北海道博物館設立に向け、平成22年9月に策定した基本計画に定めた3つの理念。

- ・日本列島の北辺にあって、北東アジアとの歴史的なつながりを有し、“雄大な自然”、“豊かな環境”、“アイヌ民族の先住の地”といった北海道の特性を存分に活かした博物館をめざす。
- ・北海道に先住するアイヌ民族とその文化を尊重するとともに、開拓に携わった先人の努力に敬意と感謝を表す考えを基本とし、道民の成り立ちが多様であることを充分考慮しながら、自然や環境の保全を含む持続可能な未来に向けた人間史の博物館をめざす。
- ・地域の博物館と堅固なネットワークづくりを基盤に、道内にある博物館全体の水準の向上や活力の強化を誘導し得る中核的博物館をめざす。

【北海道ミュージアム構想】

道では、北海道博物館を核として、本道固有の歴史や道内各地の様々な文化を発掘・再発見し、発信継承する空間として「北海道ミュージアム構想」を推進。

【北海道立総合博物館協議会】

北海道立総合博物館条例に基づき、北海道立総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、「北海道立総合博物館協議会」及び「アイヌ民族文化研究センター専門部会」を設置。

【北海道立図書館】

1926（大正15）年、札幌市に「行啓記念北海道庁立図書館」として開館。昭和26年に図書館条例に基づき北海道図書館と改称、1964（昭和39）年に現名称、1967（昭和42）年に江別市に移転。

【北海道立野幌総合運動公園】

総面積64.1haもの広大な園内に、プールを含むアリーナをはじめ、各種運動施設が設置されている、道民の大規模なスポーツレクリエーションの拠点。

【北海道立埋蔵文化財センター】

北海道内の埋蔵文化財の発掘調査を行うとともに、文化財の保護及び活用を図るために必要な事業を行い、もって本道文化の向上に寄与。1999（平成11）年設置。

【北海道立文書館】

北海道の歴史に関する文書や記録などを収集し、保存するとともに、これらの資料を利用していただくための施設として1985（昭和60）年に設置。

【PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）】

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

【PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）】

民間の資金や経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法であり、PPPの一類型。

ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想

平成30年12月

北海道環境生活部文化局文化振興課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5208 (ダイヤルイン)

FAX 011-232-8695

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/index.htm>

令和4年第1回北海道議会定例会議案

(その1)

議案第1号乃至議案第18号

上記議案別紙のとおり提出する。

令和4年2月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道議会議長 小畑保則様

目 次

議案第1号	令和4年度北海道一般会計予算	3
議案第2号	令和4年度北海道公債管理特別会計予算	31
議案第3号	令和4年度北海道国民健康保険事業特別会計予算	35
議案第4号	令和4年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	39
議案第5号	令和4年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算	43
議案第6号	令和4年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算	47
議案第7号	令和4年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算	51
議案第8号	令和4年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算	55
議案第9号	令和4年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算	59
議案第10号	令和4年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	63
議案第11号	令和4年度北海道営住宅事業特別会計予算	67
議案第12号	令和4年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算	73
議案第13号	令和4年度北海道地方競馬特別会計予算	77
議案第14号	令和4年度北海道公共下水道事業会計予算	81
議案第15号	令和4年度北海道流域下水道事業会計予算	85
議案第16号	令和4年度北海道電気事業会計予算	89
議案第17号	令和4年度北海道工業用水道事業会計予算	91
議案第18号	令和4年度北海道病院事業会計予算	95

議案第1号

令和4年度北海道一般会計予算

令和4年3月24日 原案可決

令和4年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,226,214,117千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道	税	622,184,053
	1 道 民 税	160,150,884
	2 事 業 税	140,577,226
	3 地 方 消 費 税	158,444,661
	4 不 動 産 取 得 税	15,264,185
	5 道 た ば こ 税	7,157,221
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,391,504
	7 軽 油 引 取 税	55,593,671
	8 自 動 車 税	81,799,899
	9 鉱 区 税	37,947
	10 狩 猟 税	41,750
	11 核 燃 料 税	899,960

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,347,428
	1 議 会 費	3,347,428
2 総 務 費		289,228,304
	1 総 務 管 理 費	71,781,330
	2 徴 税 費	174,427,612
	3 学 事 宗 務 費	33,117,396
	4 防 災 費	2,038,296
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	967,148
	6 危 機 管 理 費	3,716
	7 領 土 復 帰 対 策 費	870,188
	8 会 計 管 理 費	431,777
	9 選 挙 費	4,623,592
10 人 事 委 員 会 費	327,689	

款	項	金額
	11 監 查 委 員 費	639,560
3 總 合 政 策 費		83,656,055
	1 總 合 政 策 管 理 費	4,000,830
	2 官 民 連 携 推 進 費	261,235
	3 政 策 費	34,530
	4 計 画 費	2,450,920
	5 国 際 交 流 費	405,733
	6 次 世 代 社 会 戰 略 費	19,751,621
	7 地 域 創 生 費	6,178,401
	8 地 域 行 政 費	2,694,877
	9 交 通 政 策 費	43,544,284
	10 航 空 費	4,333,624
4 環 境 生 活 費		15,277,640
	1 環 境 生 活 管 理 費	2,255,566

款	項	金額
	2 環境政策費	5,239,689
	3 循環型社会推進費	2,301,725
	4 自然環境費	856,028
	5 ゼロカーボン戦略費	966,409
	6 気候変動対策費	129,193
	7 道民生活費	495,937
	8 消費者安全費	382,325
	9 <u>文化振興費</u>	<u>969,305</u>
	10 スポーツ振興費	1,032,152
	11 アイヌ政策費	649,311
5 保健福祉費		664,137,261
	.1 保健福祉管理費	25,361,840
	2 地域医療費	16,522,003
	3 医務薬務費	3,872,259

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(その1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う経営安定資金及び短期経営安定資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	元金について 3,432,000千円 以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
令和4年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う施設整備資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	元金について 200,000千円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
令和4年度北海道消防学校校舎改築整備事業に係る工事請負に関する債務負担行為	令和4年度から令和6年度まで	1,952,347
令和4年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	220,000
<u>令和4年度解体に係る北海道百年記念塔の工事請負に関する債務負担行為</u>	<u>令和4年度から令和6年度まで</u>	<u>603,000</u>
令和4年度中央児童相談所改修事業に係る工事請負に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	181,912
中小企業者に対する保証融資の損失補償に関する債務負担行為(一般第20次分)	令和4年度から令和5年度まで	1,000,000
令和4年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和4年度から令和14年度まで	60,000
令和4年度企業立地促進事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和4年度から令和8年度まで	1,709,382
緊急再就職委託訓練業務の委託に関する債務負担行為	令和4年度から令和6年度まで	376,189
令和4年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和4年度から令和5年度まで	1,002,261

様式3 (標準型)

【総合評価一般競争入札結果一覧表】

入札日
令和4年7月26日

整理番号	1	年度	4	工事場所	予定価格 (税込)	入札書比較価格	最大評価値
工事番号	10180	礼幌市		礼幌市	¥ 594,946,000	¥ 540,860,000	36.5 + 28 + 15 = 79.5 点
工事名	北海道百年記念塔解体工事			種別	調査基準価格 (税抜)	契約金額	
決定業者名	伊藤組土建株式会社			建築	¥ 547,350,320	¥ 574,200,000	
契約締結決定年月日	令和4年10月14日			契約方法名			
工期	令和4年5月31日 から 令和6年5月31日 まで			制限付一般競争入札 (標準型総合評価落札方式)			

業者名	価格以外の評価項目												入札書比較価格以内	入札価格 (円)	技術評価点計	価格評価点	施工体制評価点	評価値 (技術評価点 +価格評価点 +施工体制 評価点)	摘要 (順位)	落札率								
	社会要請に関する事項			施工能力		配属予定技術者		担い手の育成・確保			地域への取組																	
	脱炭素化の取組	職工における安全対策	公園利用者への配慮	脱炭素化の取組	ISOの取得	優秀業者表彰	工事成績	技術者の資格	C P D	追加配置	育成・確保	新規の雇用									労働環境改善	地域技能士	地域企業活用	地域企業活用	地域資本活用	多様な雇用貢献	地域社会貢献	減点項目
伊藤組土建株式会社	3.75	5.00	5.00	5.00	7.00	7.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.25	0.25	0.25	0.00	28.75	522,000,000	23.49	15.00	67.24	1	96.51%

注1 「入札価格」は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額

注2 価格評価点は次式により算出する。

① 低入札調査基準価格以上予定価格以下で応じた場合

価格評価点 = $100 \times \frac{100 - (入札額 / 予定価格) + 20}{100}$

② 低入札調査基準価格未満で応じた場合

価格評価点 = $100 \times \frac{100 - (低入札価格 / 調査基準価格 / 予定価格) + 20}{100}$ (一定)

令和4年10月

近隣の皆様へ

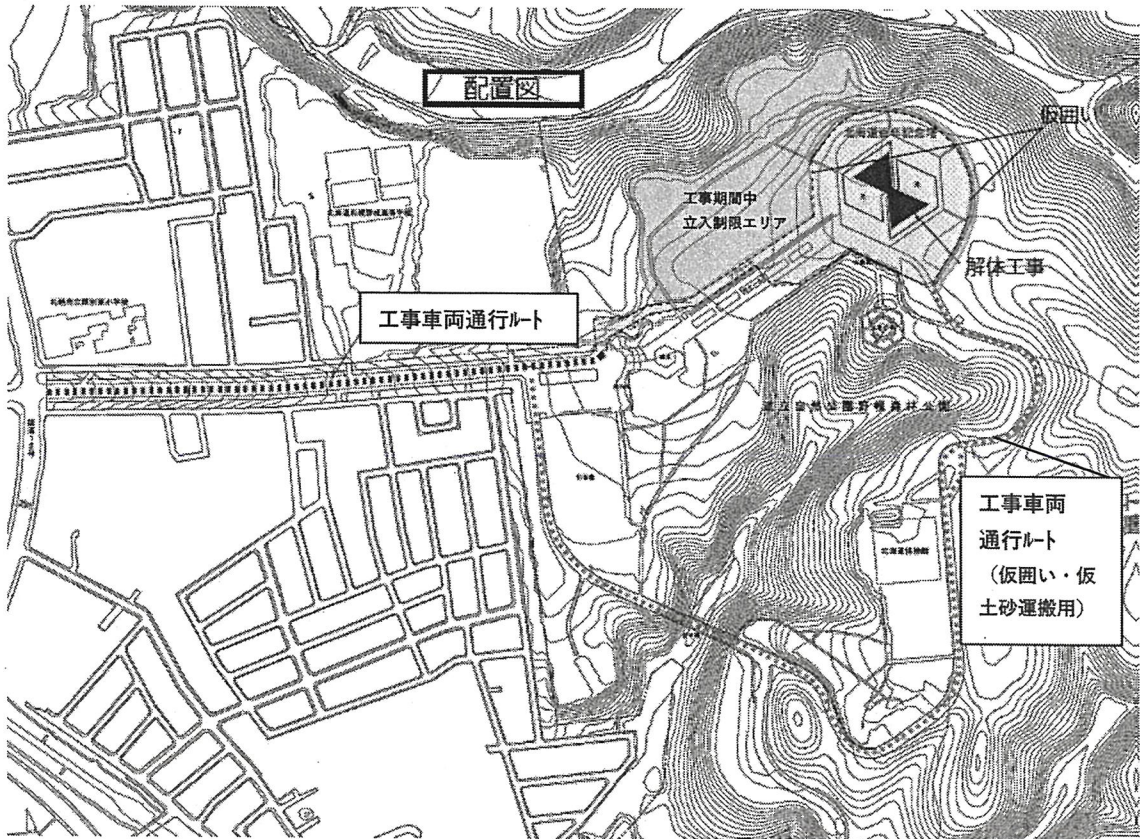
札幌市中央区北4条西4丁目1番地
伊藤組土建株式会社

工事のお知らせ

拝啓 近隣の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
この度、北海道発注の「北海道百年記念塔解体工事」を施工させて頂くことになりました。

工事期間中、近隣の皆様には、騒音や工事車両の通行等において、ご不便・ご迷惑をお掛けするかとと思いますが、安全管理に充分配慮して工事を進めていきますので、何卒ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。 敬具

(1) 工事場所



(2) 工事期間

令和4年10月14日～令和6年5月31日

(工事着手予定：令和4年11月7日)

*お気づきの点がございましたら、現場責任者までお問い合わせください。

工事施工者	伊藤組土建株式会社
	現場責任者(現場代理人) 笠原 直樹
	TEL 011-241-8477 (会社)

工事監理者 株式会社ドーコン

発注者 北海道

新版

逐条地方自治法

第9次改訂版

松本英昭 著

学陽書房

てない事務については、普通地方公共団体の長が当然にその権限として処理をすることができることとなる。

普通地方公共団体の長とその他の執行機関との関係については、執行機関の多元性を前提として、第百三十八条の三第二項において長の所轄の下に執行機関相互の間の連絡を図ること、同条第三項において長が執行機関相互の間の権限について調整に努めることがそれぞれ定められており、これらを前提として、更その他の執行機関が普通地方公共団体の事務の管理執行を分任しているところである。この場合において、普通地方公共団体の長以外の各種執行機関が管理し及び執行する事務は、それぞれについて法律又は政令で明確に定められた事務の範囲であり、本条は、個別に法律又は政令で管理し及び執行に当たるべき執行機関が特定されていない事務について、普通地方公共団体の長がいわば原則的に管理し及び執行すべきことを規定しているものである。

一 「当該普通地方公共団体の事務」とは、第二条第三項に規定されている「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づき政令により処理することとされるもの」をいう。内容については、第二条第三項の説明を参照されたい。

三 「管理し及びこれを執行する」とは、事務を処理すると同様の意味であるが、その処理の態様を示すものというべく、強いて言えば「管理」とは担任者とその権限に属する事務に対する関係における事務処理の態様を意味するものであつて、その事務を整理、調整、企画、準備、立案する等の処理と内部的な人事取扱、予算編成、財産管理、議案の発案、収支命令等の事務の処理とを含むものであり、「執行」とは、対外的に相手方との関係における事務の処理の態様を意味するものであつて、許認可等の処分、検査、取締、工事の執行、企業経営等の事務の処理を指すものといふことができる。しかしながら、本法においては、「管理」及び「執行」の用語が必ずしも統一的使用されておらず、いずれか一をもつて両者を意味し、また、それぞれの一部を意味する場合もある。

四、平成十一年の地方分権一括法による改正前においては、第一項において普通地方公共団体の長のいわゆる国等の機関委任事務と称されてきた事務（法律又はこれに基づき政令により地方公共団体の長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務）の管理執行権限についても規定するとともに、第二項及び第三項において、都道府県知事又は市町村長がそれぞれそのような機関委任事務として管理執行する義務のある事務について別表にこれを掲げる旨規定してきたところであるが、地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止により、かかる部分が削除されている。なお、別表についての経緯については、第二条の説明を参照されたい（第二条

【解説】六(四)参照

【担任事務】

第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

【解釈及び運用】 一 本条は、普通地方公共団体の長の担任する事務に関する規定である。前条の普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及び執行する普通地方公共団体の執行機関であるという基本規定をうけて、本条は普通地方公共団体の長の権限の主要なものを、普通地方公共団体の事務を中心にして、なるべく具体的に概括列挙したものである。

二 「概ね左に掲げる事務を担当する」とは、通常、概括列挙主義といわれるところのもので、本条各号に掲げる事務が、必ずしも普通地方公共団体の長の担任事務のすべてを尽くしているものではないことを意味する。したがつて、普通地方公共団体の長の担任事務には、本条各号に列挙する事務以外にもその権限に属する事務のあることを併せ示しているわけである。これは、例えば、普通地方

公共団体の議会については、次に掲げる事件を議決しなければならない。(法九六)と規定し、第九十六条第一項の規定では限定的に規定するいわゆる制限列举主義の規定。さらに選挙管理委員会や監査委員について、その権限を限定的に定めている規定(法一八六、一九九参照)などと異なるところで、普通地方公共団体の長の権限の特殊な性格を示すものというべきである。つまり、それは、普通地方公共団体の事務の処理については、普通地方公共団体の長がひろい権限の推定を受けること、すなわち、法令の規定により積極的に他の機関の権限とされていない限りは、特にそれが普通地方公共団体の長の権限とする明文の規定がなくても、普通地方公共団体の長の権限に属するものであることを意味する。

三 (一) 第一号の「議会の議決を待べき事件」とは、第九十六条に定めるすべての事件をいうものではなく、普通地方公共団体の長において提案権を有する事件のみを指す。したがって、例えば、関係行政庁等への意見書の提出(法九六)、議長、副議長の選挙(法一〇三)、委員会に関する条例及び会議規則(法一〇九、一一〇)、議員資格の決定(法二二七)及び議員の懲罰(法二三四)などのように議会の側にその提案権が専属する事件については、普通地方公共団体の長は議案を提出しうるものではない(なお、法一〇九及び一二二の説明参照)。議案提出の形式は、議員や議会の委員会の場合のように文書をもつてする規定(法一〇九、一二三)はないが、文書で提出するのが通常であろう。一度提出された議案が、普通地方公共団体の長において訂正又は撤回することができるかについては、法律に何らの規定もないから、一に会議規則の定めるところによるべきであるが、一般には議会の承認があるときには訂正又は撤回しうるとするのが適当である(行実四二八、四六)。また、議案提出の時期は、議員の議案提出の場合と同様に、会期中に限られることはいうまでもない。一旦議会において議決された議案は、それが普通地方公共団体の担当事務に関するものである限りは、その議決された議案の内容に従って、普通地方公共団体の長が事務を執行しなければならないので、普通地方公共団体の長において、それに異議があるとの理由で、その執行を拒むことを得るものではない。ただ、第七十六條及び第七十七條の規定によつて、その議決を再議に付しうる。このことについて、例えば、議会の議決を執行しようとするれば当該予算措置を必要とするような場合、普通地方公共団体の長が、第七十六條第一項又は第七十七條第一項の規定により、その議決を再議に付さない限りは、その議決に基づいて普通地方公共団体の長は、当然、所算の予算案を議会に提出すべき義務を負うか否かは議論の分かれるところである。行政事例は、

当該普通地方公共団体の条例が議決、公布された場合及び当該議決された事件が当該普通地方公共団体の義務に関する場合を除いて、第七十二條第一項但書の規定の趣旨からも、一般的には普通地方公共団体の長には、予算案提出の義務はないものとしている(行実四三五、三、一八)が、妥当な解釈と考える。なお、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を待べき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聴くこととされている(地教法二五)が、「提出」そのものについては意見を聴く必要がない。

(二) 第二号の「予算を調製し、及びこれを執行すること」とは、普通地方公共団体の長の予算調製権及び執行権を規定したものである。「予算の調製」とは、予算を調製する一切の行為をいう。また、予算は、歳入については、一定の予測であつて、歳入それ自身が予算に基づいて執行されるものとはいへないが、歳入については、「項」間の経費の流用がみとめられない限り、各「項」については支出の最高限を規制しているものである。「予算の執行」とは、成立した予算に基づいて、歳入を取入れ、地方債を起し、契約の締結その他の支出負担行為をし、支出を命令し、あるいは債務負担行為(法二四)に基づく債務負担をし、一時借入金を借り入れ、経費の流用をする等予算を実行するための一切の手續の執行をいうが、ただし、収入、支出の手續のうち現金の出納については、第七十條の規定により会計管理者の職務権限とされているので、長の担当事務からは除外される。「予算を定めること」の議決は議会の権限であるが(法九六、一五)、予算の調製権は普通地方公共団体の長に専属するもので、議会の側及び他の執行機関はこれを有しない(法一〇九もただし書、一二二もただし書、一八〇の六参照)。教育関係の歳入歳出予算の作成については、普通地方公共団体の長は、教育委員会の意見を聴かなければならない(地教法二九)が、この場合も予算の調製権自体はあくまでも長にある。また、地方公営企業の予算については、管理者が予算の原案を作成し、普通地方公共団体の長に送付することとされている(地公営法九五)が、この場合も予算調製権者は長である(地公営法八一)。

次に、予算の執行権も普通地方公共団体の長に専属し、議会及び委員会又は委員はこれを有しない(法一八〇の六、地教法二四、V参照)。したがって、これらの機関がその事務に関し、支出負担行為、支出命令その他の予算執行を必要とするときは、原則として、普通地方公共団体の長に対して、これらの手續をとるべきことを求める必要がある。もつとも、これについては、第八十條の二の規

定により、委員会及び委員に係る予算の執行権を委員会、委員会の委員長、委員又は委員若しくは委員の補助職員等に委任して、これら他の機関限りで予算の執行をさせ(この場合においては、普通地方公共団体の長は予算執行に關する総合調整権を有する。法三二二)あるいはこれらの機関の補助職員等に普通地方公共団体の長の予算執行事務を補助執行させる道が開かれている。議会については、このような規定がないので、例えば、議会議務局長、書記長又は書記を長の補助機関である職員に併任し、その長の補助機関である職員たるの資格において、これに議会に係る予算の執行権を委任し(法一五三エ)、あるいは補助執行をさせるより他に方法がない。なお、地方公営企業の予算については、管理者が予算執行権を有するというべきであつて(地公企法八一・九四、X等参照)、普通地方公共団体の長の予算執行権の特例となつてゐる。

㉑ 第三号の「地方税を賦課徴収」とは、賦課にいうならば、「賦課」は、抽象的な義務すなわち納税義務を具体的に確定させる(特定の人負担すべき額を決定する)処分で、「徴収」はその具体的となつた義務を實際に履行させる(現実に納付させる)ことをいうと解される。本法上、この両者の概念を使い分けて賦課徴収という語を使用しているのは地方税についてのみであり(法三三三参照。なお、昭和三年の改正により未役現品の規定が廃止されるまでは、未役現品についても賦課徴収の語が使われていた)。分担金、使用料、加入金、手数料については「徴収」という語を使用しているが、この中には賦課の概念が全然入る余地がないとはいえない(法三四一・三九参照)。これらの賦課徴収権は、普通地方公共団体の長の権限であるから、納税通知書及び分担金、使用料、加入金又は手数料の納入通知書は当然普通地方公共団体の長の名義によつてなされなければならない。したがつて、また、例えば、授業料、教育委員会の管理する市営球場の使用料等の減免の措置も長の権限である(行美 昭三六、九、二・昭三六、五、二九、昭三八、二、二九)。なお、本号による普通地方公共団体の賦課徴収行為に基づいてなされる地方税、分担金、使用料、加入金又は手数料の収納を担当する機関は、会計管理者であり、したがつて、これら公課の領収書は、会計管理者の名義によつてなされる。

「過料」は、行政法上の秩序罰として科される行政罰であり、本号の過料の中には、第十四条第三項、第十五条第二項、第一百五十九条第二項並びに第二百二十八条第二項及び第三項の規定に基づくものは、地方税法(同法三二)その他本法以外の法律(河川法一〇八、塵外広害物法三三・三四等)に基づいて地方公共団体により科されるものも含まれる。過料を科する権限は、普通地方公共団体の長

に専属するもので、他の機関はこれを有しない(法一八〇の六四、地公企法八一V参照)。

㉒ 第四号は、第二百三十三条第三項の規定を受けて、決算を議会の認定に付する権限を普通地方公共団体の長の専属的な権限として規定したものである(法一八〇の六四、地公企法八一I参照)。「決算の認定」の意義については第二百三十三条の説明を参照されたい。

㉓ 第五号の「会計を監督すること」とは、普通地方公共団体の会計事務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者の権限に属する(法一七〇)のであるが、会計管理者がその会計事務を執行するに当たつて、その遵守すべき義務に違反することがないかどうか、又はその行為が職務の達成上不適当でないかどうかを監視し、必要に応じ指示命令等をなす権限を有することをいうもので、その監督的作用としては、事務の報告の聴取、実地検査、書類帳簿の検閲、さらに監督上必要な命令を発すること等が考えられる。普通地方公共団体の現金出納の検査は監査委員の行うところとされている(法三五の二一)が、そのために普通地方公共団体の長の会計監督権が制約を受けて、自身の会計監督権からするところの出納の検査は行ない得ないと解すべきものではない。何故ならば、出納については監査委員の職務たる監査という見地から、一は会計監督という見地から行われるそれぞれ別個の活動と解すべきであるからである。

㉔ 第六号の「財産」とは、公有財産、物品、債権及び基金のすべてを總称する(法三七一)。普通地方公共団体に属する不動産、動産、物権、無体財産権、有価証券等およそ財産権の対象となる一切のものを含む(なお、「物品」の中には、当該普通地方公共団体の所有に属しない動産で当該普通地方公共団体が使用のために保管するものを含む)が、歳計現金は除外される。歳計現金の管理行為は、現金の出納及び保管として、会計管理者の権限とされている(法一七〇二)。また、財産の管理行為の中でも、基金に属する現金の出納保管、公有財産又は基金に属する有価証券の出納保管、物品又は基金に属する動産の出納保管(使用中の物品に係る保管を除く)及び現金、財産の記録管理は同じく会計管理者の職務権限とされている(法一七〇二I・II・IV)ので、その点で普通地方公共団体の長の権限は制約を受けることになるが、しかしその場合でも、全体としての総括的管理権は普通地方公共団体の長が有するものであり、会計管理者は、現金、有価証券、物品の出納保管あるいは財産の記録管理(その意義については第一七〇条の説明を参照されたい)の面だけをつかさどつてゐると見るべきであらう。例えば、基金を現金又は有価証券として管理する場合、その出納及び保管は会計管

理者が行うこととなるが、このことは、基金の運用までを会計管理者が行うことを意味するのではなく、基金の運用自体は普通地方公共団体の長の権限に属し、会計管理者は、長の決定した運用方針に従って現金及び有価証券の出納保管のみを行うこととなるわけである。

財産の「取得」とは、購入、交換、寄附の受納等をいい、「管理」とは、その財産の移転又は消滅を生ずることなくその性質を変更しない範囲内において使用し、収益し、維持改良し、信託し、時刻を中断する等の法律上及び事実上の行為をいい、「処分」とは、売却、交換、贈与等財産について権利を移転することのほか、消費、廃棄等の事実上の変更を加えることをいう。

普通地方公共団体に属する財産である以上、それが普通地方公共団体の長以外の執行機関の権限に属する事務の執行に供されているものであつても、それらすべての財産の物的な面からする管理権は、普通地方公共団体の長の権限に属するものである。例えば、講事堂の管理権のようなものも該当する(行実 昭三七・三・二七)。ただ、例えば、学校その他の教育機関の用に供する教育財産の管理は教育委員会の権限とし(地教法二二五、ただし、その取得、処分は普通地方公共団体の長の権限である。地教法二二四)、あるいは地方公営企業の用に供する資産の取得、管理、処分は管理者の権限とする(地公企法九四)ような法の特別の規定があるときは、その限りにおいて、普通地方公共団体の長の管理権は制限を受けることとなる。なお、公有財産に関する長の総合調整権については、第二百三十八条の二を参照されたい。

(他) 第七号の「公の施設」とは、第十章にいう「公の施設」と同意義で、学校、病院、保育所、福祉施設、火葬場など住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設をいう(法二四四上)。公の施設の「設置」とは、一定の施設を設けて住民による利用を開始することであり、公用開始の処分により明らかにされる。例えば、不動産たる建物の購入は財産の取得であるが、この購入した建物を校舎としてあらたに学校を設けた場合には公の施設の設置となるわけである。「管理」とは、公の施設をその設置の目的に従つて維持し、住民に利用させる等の行為をいい、「廃止」とは、公の施設としての公用を廃止する行為をいう。公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めるべきものとされている(法二四四の二上)が、条例の定めに基づく具体的な設置、管理及び廃止の行為が普通地方公共団体の長の権限とされているわけである。したがつて、財産の場合と同様、普

普通地方公共団体の公の施設である以上、それが普通地方公共団体の長以外の執行機関の権限に属する事務の執行に供されているものであつても、その公の施設としての管理権は普通地方公共団体の長の権限に属するものと解されるが、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止は教育委員会の権限とする(地教法二二五)等法の特別の規定があるときは、普通地方公共団体の長の権限は制限を受けるわけである。

(ウ) 第八号の「証書」とは、貸付金、預金、契約等の一定の債権債務の存在の根拠を主張し得る書類をいい、「公文書類」とは、普通地方公共団体の事務に関する一切の帳簿、文書類一切を指すものである。しかしながら、法令全書のような図書類は一の備品であり、公文書には該当しない。また、法令に別設の定め(例えば、地公企法九四)のない限り、すべて普通地方公共団体の証書及び公文書類は、総括的には普通地方公共団体の長が保管する権限を持つものと解する。この場合において、例えば、会計事務に関する各種の受取証書や出納関係帳簿のようなもの、また、選挙事務に関する各種の届出書や選挙人名簿のようなものについては、当該機関の事務処理に必要な限度において、それぞれの機関において保管することを妨げるものではない。

なお、マイクロ・フィルムによる文書保存の証拠力は、その作成者、作成の方法、時期等が適当である場合には、これに原本に近い証拠力を期待し得るものと解されている(通知 昭三四・三・一〇)。

(ウ) 第九号は、包括的に当該普通地方公共団体の事務の執行権を定めている。第九号の定めは、本条が普通地方公共団体の長の担任意務の概括的な規定であるという本文を受けて、事柄を明瞭にしたものである。

(注) 本条は、平成三年四月一日から施行となる(平二九・六法五四)。

〔財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等〕

第二百五十条 都道府県知事及び第二百五十二条の十九第二項に規定する指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

れており(法二九)、また、地方分権推進計画(平一〇、五、二九閣議決定)に定められたメルクマールも抑制的な基準として機能することともなると思われるが、最終的には、国権の最高機関である国会において、地方分権の推進の観点や、制度間のバランス、法律相互間の比較などを考慮したうえで、当該事務を法定受託事務とすることの妥当性について慎重に判断されることとなる。また、事務区分の見直しも断続に行われるべきものであり、既に法定受託事務とされているものについても、今後の制度をめぐる情勢の変化などに応じて自治事務に変更されることも十分に考えられる。

本案は、特に第一号法定受託事務については、新設はできるだけ抑制するとともに、第一号法定受託事務とされているものについても、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとするという方針を定めたものである。

松本英昭

昭和17年生

昭和39年東京大学法学部卒、自治省に入省。
62年財政局地方債課長、平成元年行政局行政課長、2年大臣官房審議官(行政担当、財政担当)、5年総務審議官、6年国土庁地方振興局長、7年自治省行政局長、10年事務次官を経て、自治総合センター理事、地方公務員共済組合共済組合連合会理事長、地方公務員共済組合協議会会長。第27次及び第28次地方制度調査会専門小委員会委員長、行政改革推進本部専門調査会委員



新版 逐条地方自治法(第9次改訂版)

平成13年10月10日	初版発行			
平成14年9月10日	第1次改訂版発行			
平成16年5月10日	第2次改訂版発行			
平成17年6月10日	第3次改訂版発行			
平成19年3月30日	第4次改訂版発行			
平成21年3月10日	第5次改訂版発行			
平成23年10月31日	第6次改訂版発行			
平成25年7月1日	第7次改訂版発行			
平成28年4月1日	第7次改訂版2刷発行			
平成27年7月15日	第8次改訂版発行	著者	松本英昭	
平成28年8月10日	第8次改訂版2刷発行	発行者	松本英昭	
平成29年10月15日	第9次改訂版発行	発行者	佐久間重嘉	

学陽書房
東京都千代田区飯田橋1-9-3 電話 (03)3261-1111
振替 00170-4-84240
<http://www.gakuyo.co.jp/>

ISBN 978-4-313-07129-2 C2032 東光堂印刷/東京美術紙工
© Hideaki Matsumoto 2017. Printed in Japan
乱丁・落丁本は、送料小社負担にてお取り替えいたします。